

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)

投資信託説明書 (交付目論見書)



使用開始日
2018年1月26日

中東・北アフリカ 株式ファンド 愛称：アラビアン・ブルー

追加型投信／海外／株式

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ ^{※2}
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 ^{※1})	年1回	アフリカ 中近東(中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式 一般」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

この目論見書により行う「中東・北アフリカ株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2018年1月25日に関東財務局長に提出しており、2018年1月26日にその効力が生じております。

〈委託会社〉 [ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号

設立年月日:1985年7月1日 資本金:20億円(2017年10月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:14兆5,854億円(2017年10月末現在)

委託会社への
照会先

【コールセンター】0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
【ホームページアドレス】<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

<ファンドの目的>

■主として投資信託証券に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

1. 主として中東・北アフリカ地域の株式に実質的な投資を行います。

◆主として、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、ヨルダン、レバノンなど中東・北アフリカ地域の株式(これに準じるものを含みます。)を実質的な投資対象とします。

※主要投資対象国は変更される場合があります。

2. ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

◆ケイマン諸島籍外国投資法人「フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド」(以下「FMENAファンド」という場合があります。)投資証券と国内投資信託「国内マネー・マザーファンド」に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指すファンド・オブ・ファンズです。

※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。

◆中東・北アフリカ地域の株式への実質的な投資はFMENAファンドを通じて行います。

◆各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、FMENAファンドの組入比率は、原則として、高位とすることを基本とします。

※FMENAファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

◆FMENAファンドへの投資にあたっては、フランクリン・アドバイザーズ・インクから投資助言および情報提供を受けます。

※FMENAファンドは、フランクリン・アドバイザーズ・インクとフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ(エム・イー)リミテッドが共同で運用を行います。

<フランクリン・アドバイザーズ・インク> 設立:1985年 本社所在地:米国カリフォルニア州

独立系資産運用グループであるフランクリン・テンプルトン・グループの主要な運用会社の1つであり、主に投資アドバイザー、ポートフォリオ運用、ファンド資産管理などのサービスを提供しています。

<フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ(エム・イー)リミテッド> 設立:2006年 本社所在地:アラブ首長国連邦 ドバイ

中東地域では数少ない資産運用専業の運用会社で、ドバイ金融監督庁(DFSA/Dubai Financial Services Authority)よりライセンスを取得し、資産運用および投資アドバイザーなどの業務を行っています。

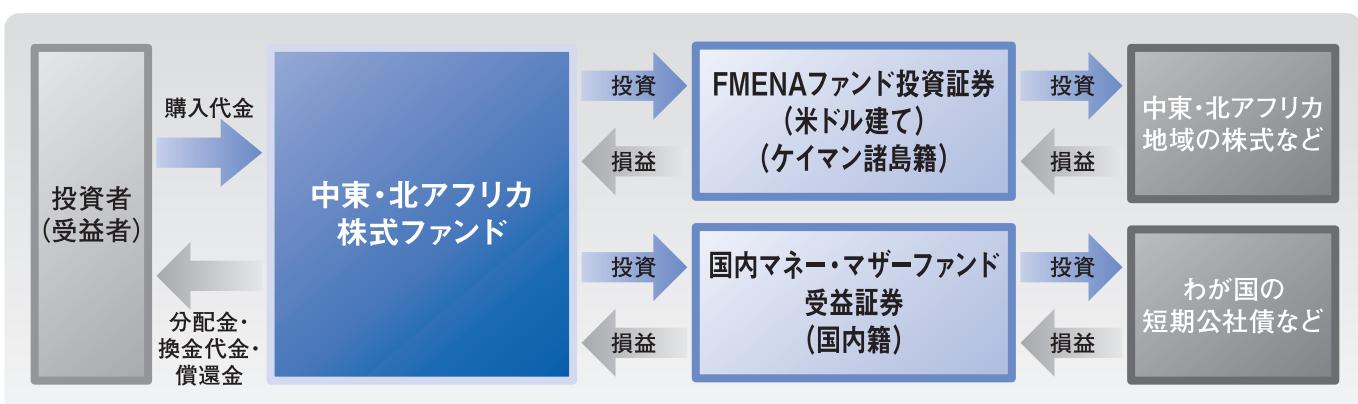
3. 実質的な組入外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向などを勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

■原則として、年1回(毎年4月25日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

追加的記載事項

当ファンドが投資する投資信託証券の概要は、以下のとおりです。

1. FMENAファンドの概要

ファンド名	フランクリン・ミドルエースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド(以下当概要において「ファンド」といいます。)
形態	ケイマン諸島籍外国投資法人/米ドル建投資証券
主な運用方針	中東・北アフリカ地域の株式などへの投資により、長期的な値上がり益の獲得を目的として運用を行います。
主な投資制限	・同一証券への投資は、ファンドの純資産総額の20%を超えないものとします。 ・流動性の低い資産への投資は、ファンドの純資産総額の15%を超えないものとします。
信託期間	無期限
運用開始日	2008年4月14日
決算日	原則として毎年11月30日
収益分配方針	分配を行わないことを基本としますが、利息等収益などを勘案し、分配を行うことがあります。
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対し年率1.35%(上限)を乗じて得た額 (運用報酬:純資産総額に対し年率0.95%) (その他報酬:純資産総額に対し年率0.40%) ※その他報酬には事務代行会社、保管銀行、監査法人に対する報酬などが含まれます。 上記の他、証券取引に伴う手数料、ファンドの設立に関連した費用などがファンドから支払われます。
関係法人	投資顧問会社 :フランクリン・アドバイザーズ・インク 副投資顧問会社 :フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ(エム・イー)リミテッド 管理事務代行会社:フランクリン・テンプルトン・サービス・エルエルシー 名義書換代行会社:フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ(アジア)リミテッド 保管銀行 :ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン 監査法人 :プライスウォーターハウスクーパーズ

2. 国内マネー・マザーファンドの概要

ファンド名	国内マネー・マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	・主としてわが国の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 ・ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	2008年3月28日
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

※上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

※上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、各概要は2018年1月25日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

<基準価額の変動要因>

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
 また、投資信託は預貯金と異なります。

カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 当ファンドは実質的に中東・北アフリカ地域の株式などに投資しますが、一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。
株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
特定の投資信託証券に投資するリスク	当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。
信用リスク	有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
投資対象ファンドにかかる税制変更のリスク	当ファンドが組み入れる外国投資法人の設定地および当該外国投資法人が投資を行う国において、税制などの変更があった場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ◆投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- ◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

<リスクの管理体制>

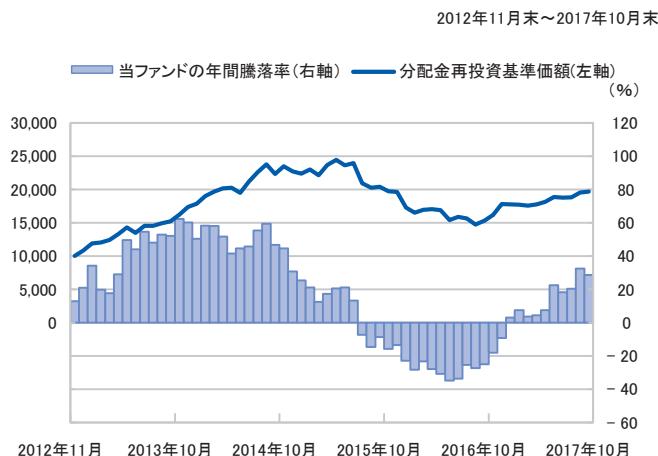
- ◆委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

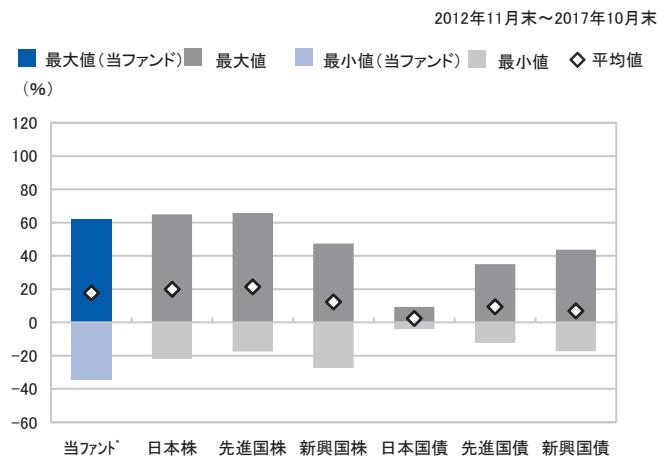
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



2012年11月 2013年10月 2014年10月 2015年10月 2016年10月 2017年10月

*分配金再投資基準価額は、2012年11月末の基準価額を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2012年11月から2017年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	62.3	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△34.8	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	17.6	20.0	21.4	12.3	2.4	9.4	6.9

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2012年11月から2017年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

[分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。なので、実際の基準価額とは異なる場合があります。]

*各資産クラスの指標

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI国債
- 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権・知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権・知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指標の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に關して一切責任を負いません。
- 「シティ世界国債インデックス(除く日本)」は、シティグループ・インデックスLLCが開発した債券指標で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「各資産クラスの騰落率」は、データソースが提供する各指標をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

運用実績

<基準価額・純資産の推移> (2008年4月28日～2017年10月31日)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2008年4月28日)
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

データの基準日:2017年10月31日

<分配の推移(税引前)>

2017年4月	0円
2016年4月	0円
2015年4月	0円
2014年4月	0円
2013年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	国・地域	通貨	純資産比率
フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド	ケイマン諸島	米ドル	97.23%
国内マネー・マザーファンド	日本	日本円	0.94%
合計			98.18%

フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンドの外国株式等組入上位5銘柄(現地2017年10月30日現在)

銘柄名	業種	国・地域	比率
EMAAR PROPERTIES PJSC	不動産開発	アラブ首長国連邦(UAE)	5.3%
NATIONAL BANK OF KUWAIT SAKP	銀行	クウェート	4.4%
DP WORLD LTD	港湾サービス	アラブ首長国連邦(UAE)	3.7%
AL RAJHI BANK(P-NOTE)	銀行	サウジアラビア	3.5%
SIX OF OCTOBER DEVELOPMENT & INVESTMENT CO	不動産開発	エジプト	3.2%

※フランクリン・アドバイザーズ・インクからの情報を基に作成しています。

※比率はフランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンドの純資産総額に対する割合で、小数第2位を四捨五入しています。組入銘柄数:56銘柄

<年間收益率の推移(暦年ベース)>



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2008年は設定日から年末までの收益率、および2017年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

・掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

<お申込みメモ>

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2018年1月26日から2018年4月20日まで ※当ファンドの信託期間は2018年4月25日までとなっております。お申込みの際には信託期間にご留意ください。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・毎週金曜日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・投資対象各国の取引所休業日に基づき委託会社が指定する日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	2018年4月25日まで(2008年4月28日設定)
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とするFMENAファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 ・FMENAファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・FMENAファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年4月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

<ファンドの費用・税金>

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用												
購入時手数料	購入価額に、 3.24% (税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。											
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。											
投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.134% (税抜1.05%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th><th>内訳(税抜)</th><th>主な役務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td>年率0.41%</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>年率0.60%</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>年率0.04%</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr> </tbody> </table>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.41%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社
支払先	内訳(税抜)	主な役務										
委託会社	年率0.41%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価										
販売会社	年率0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価										
受託会社	年率0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価										
※委託会社の信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(フランクリン・アドバイザーズ・インク)に対する投資顧問報酬(年率0.05%)が含まれます。												
FMENAファンドの純資産総額に対して年率1.35% (上限)												
その他の費用・手数料	投資対象とする外国投資証券	FMENAファンドの純資産総額に対して年率2.484% (税抜2.4%) 程度										
	実質的な負担	※上記はFMENAファンドを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。										
その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。												
<ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※投資対象とするFMENAファンドにおいては、有価証券等の売買手数料、外国投資法人の設立に関する費用等がかかります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。												

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2017年10月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日

2018年1月26日



中東・北アフリカ 株式ファンド

愛称：アラビアン・ブルー

追加型投信 / 海外 / 株式

この目論見書により行う「中東・北アフリカ株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2018年1月25日に関東財務局長に提出しており、2018年1月26日にその効力が生じております。

「中東・北アフリカ株式ファンド」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne 株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

委託会社への照会先

【コールセンター】0120-104-694 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】<http://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 西 恵正
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	29
第3【ファンドの経理状況】	35
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	102
第三部【委託会社等の情報】	103
第1【委託会社等の概況】	103
約款	146

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

中東・北アフリカ株式ファンド

愛称として「アラビアン・ブルー」という名称を用いることがあります。

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託(契約型)の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) アセットマネジメント One 株式会社(以下「委託者」または「委託会社」といいます。)の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

3兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

(イ) 発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説

明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（6）【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

（7）【申込期間】

平成30年1月26日から平成30年4月20日までです。

当ファンドの信託期間は平成30年4月25日までとなっております。お申込みの際には信託期間にご留意ください。

（8）【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

(9)【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／株式に属し、主として投資信託証券に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回	日本	ファミリーファンド
中小型株	年4回	北米	
債券			ファンド・オブ・ファンズ
一般	年6回(隔月)	欧州	
公債			
社債	年12回(毎月)	アジア	
その他債券			為替ヘッジ
クレジット属性	日々	オセアニア	
()			
不動産投信	その他()	中南米	
		アフリカ	あり()
その他資産			
(投資信託証券		中近東(中東)	なし
(株式 一般))			
資産複合		エマージング	
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

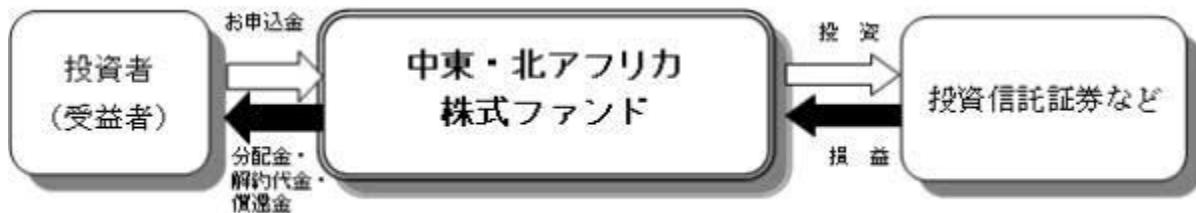
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行います。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
アフリカ 中近東(中東)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカおよび中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし (注)	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注) 属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（株式）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である投資信託証券へ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



b . ファンドの特色

1 . 主として中東・北アフリカ地域の株式に実質的な投資を行います。

主として、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（U A E） クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、ヨルダン、レバノンなど中東・北アフリカ地域の株式（これに準じるものを含みます。）を実質的な投資対象とします。

主要投資対象国は変更される場合があります。

2 . ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

ケイマン諸島籍外国投資法人「フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド」（以下「F M E N A ファンド」という場合があります。）投資証券と国内投資信託「国内マネー・マザーファンド」に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指すファンド・オブ・ファンズです。

中東・北アフリカ地域の株式への実質的な投資はF M E N A ファンドを通じて行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、F M E N A ファンドの組入比率は、原則として、高位とすることを基本とします。

F M E N A ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

F M E N A ファンドへの投資にあたっては、フランクリン・アドバイザーズ・インクから投資助言および情報提供を受けます。

F M E N A ファンドは、フランクリン・アドバイザーズ・インクとフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ（エム・イー）リミテッドが共同で運用を行います。

<フランクリン・アドバイザーズ・インク> 設立：1985年 本社所在地：米国カリフォルニア州

独立系資産運用グループであるフランクリン・テンプルトン・グループの主要な運用会社の1つであり、主に投資アドバイザリー、ポートフォリオ運用、ファンド資産管理などのサービスを提供しています。

<フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ（エム・イー）リミテッド> 設立：2006年 本社所在地：アラブ首長国連邦 ドバイ

中東地域では数少ない資産運用専業の運用会社で、ドバイ金融監督庁（DFSA/Dubai Financial Services Authority）よりライセンスを取得し、資産運用および投資アドバイザリーなどの業務を行っています。

3 . 実質的な組入外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向などを勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

分配方針

原則として、年1回（毎年4月25日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(2)【ファンドの沿革】

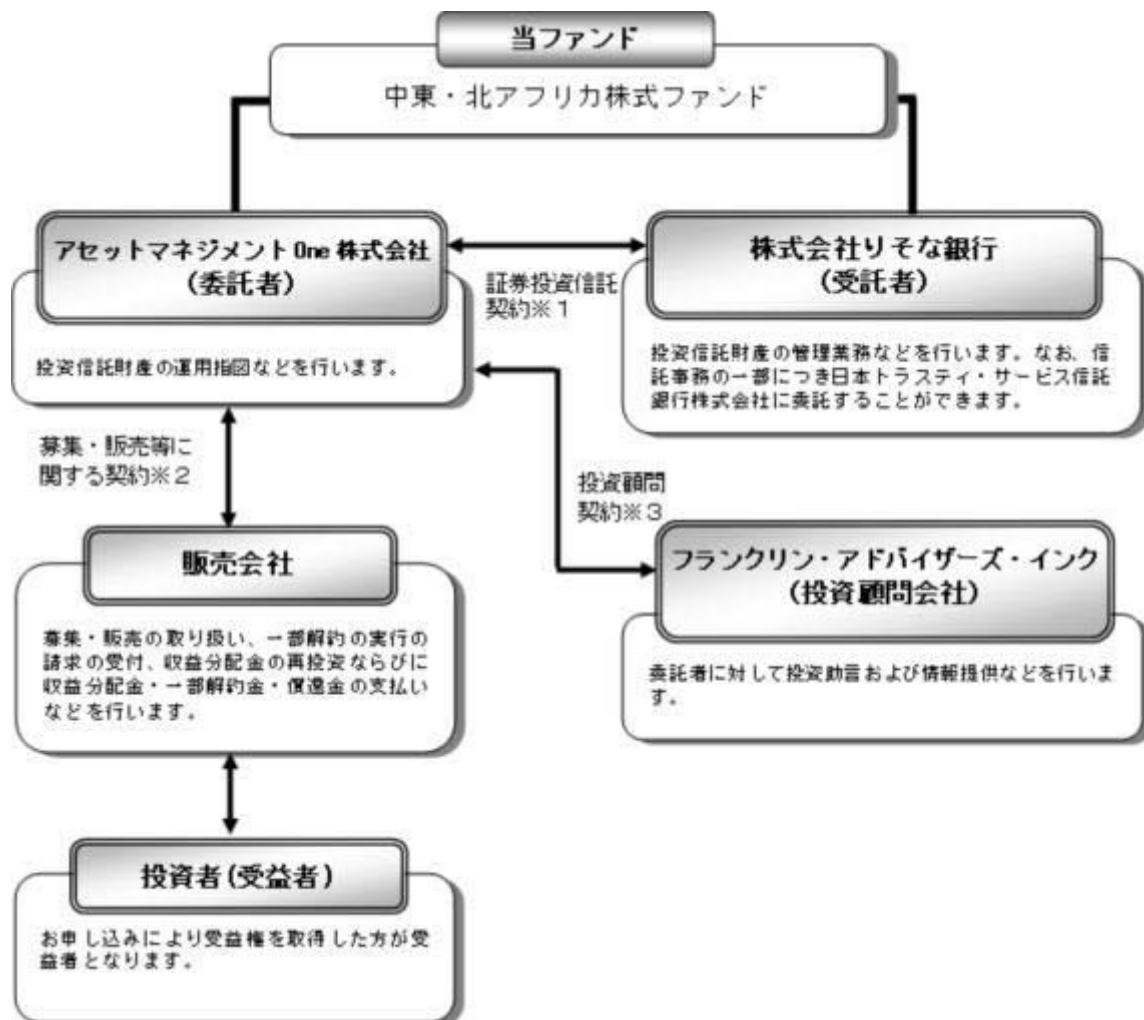
平成20年3月28日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成20年4月28日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成28年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からアセットマネジメントOne 株式会社に承継

(3)【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

3 投資顧問契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、投資顧問会社が提供する役務、委託者への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことと、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



b . 委託会社の概況

(イ) 資本金の額 20億円(平成29年10月31日現在)

(ロ) 委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	証券投資信託法に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする
平成20年1月1日	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社からDIA Mアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成28年10月1日	DIA Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne 株式会社に変更

(ハ) 大株主の状況

(平成29年10月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほ フィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株 式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1 : A種種類株式(15,510株)を含みます。

2 : 普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ 51.0%、第一生命ホールディングス株式会社 49.0%

2 【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b . 運用の方法

(イ) 主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

以下の投資信託証券を通じて、主として中東・北アフリカ地域の株式に実質的な投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍外国投資法人 フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド投資証券(米ドル建て)(以下「FMENA ファンド」といいます。)

内国証券投資信託(親投資信託) 国内マネー・マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、FMENA ファンドの組入比率は、原則として、高位とすることを基本とします。

外貨建資産(投資信託証券への投資を通じて間接的に保有するものを含みます。)への投資については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

FMENA ファンドへの投資にあたっては、フランクリン・アドバイザーズ・インクから投資助言および情報提供を受けます。

当ファンドの資金動向、市況動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

FMENA ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(2)【投資対象】

a . 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1 . 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ . 有価証券

ロ . 金銭債権

ハ . 約束手形

2 . 次に掲げる特定資産以外の資産

イ . 為替手形

b . 運用の指図範囲

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資法人の投資証券および第2号に掲げるアセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である国内マネー・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1 . ケイマン諸島籍外国投資法人 フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・

ファンド投資証券（米ドル建て）（以下「FMENA ファンド」といいます。）

2. 証券投資信託、マザーファンド受益証券
3. コマーシャル・ペーパー
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資法人の投資証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号および同第11号で定めるものをいいます。）を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

（口）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（口）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが投資する投資信託証券の概要

1. FMENA ファンドの概要

ファンド名	フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド (以下当概要において「ファンド」といいます。)
形態	ケイマン諸島籍外国投資法人／米ドル建投資証券
主な運用方針	中東・北アフリカ地域の株式などへの投資により、長期的な値上がり益の獲得を目的として運用を行います。
主な投資制限	・同一証券への投資は、ファンド純資産総額の20%を超えないものとします。 ・流動性の低い資産への投資は、ファンド純資産総額の15%を超えないものとします。
信託期間	無期限
運用開始日	平成20年4月14日
決算日	原則として毎年11月30日
収益分配方針	分配を行わないことを基本としますが、利息等収益などを勘案し、分配を行うことがあります。
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対し年率1.35%（上限）を乗じて得た額 (運用報酬 : 純資産総額に対し年率0.95%) (その他報酬 : 純資産総額に対し年率0.40%) その他報酬には事務代行会社、保管銀行、監査法人に対する報酬などが含まれま

	<p>す。</p> <p>上記の他、証券取引に伴う手数料、ファンドの設立に関連した費用などがファンドから支払われます。</p>
関係法人	<p>投資顧問会社：フランクリン・アドバイザーズ・インク 副投資顧問会社 : フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ（エム・イー）リミテッド 管理事務代行会社：フランクリン・テンプルトン・サービス・エルエルシー 名義書換代行会社 : フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド 保管銀行：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン 監査法人：プライスウォーターハウスクーパーズ</p>

2. 国内マネー・マザーファンドの概要

ファンド名	国内マネー・マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	主としてわが国の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年 1月 15 日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成 20 年 3 月 28 日
委託会社	アセットマネジメント One 株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

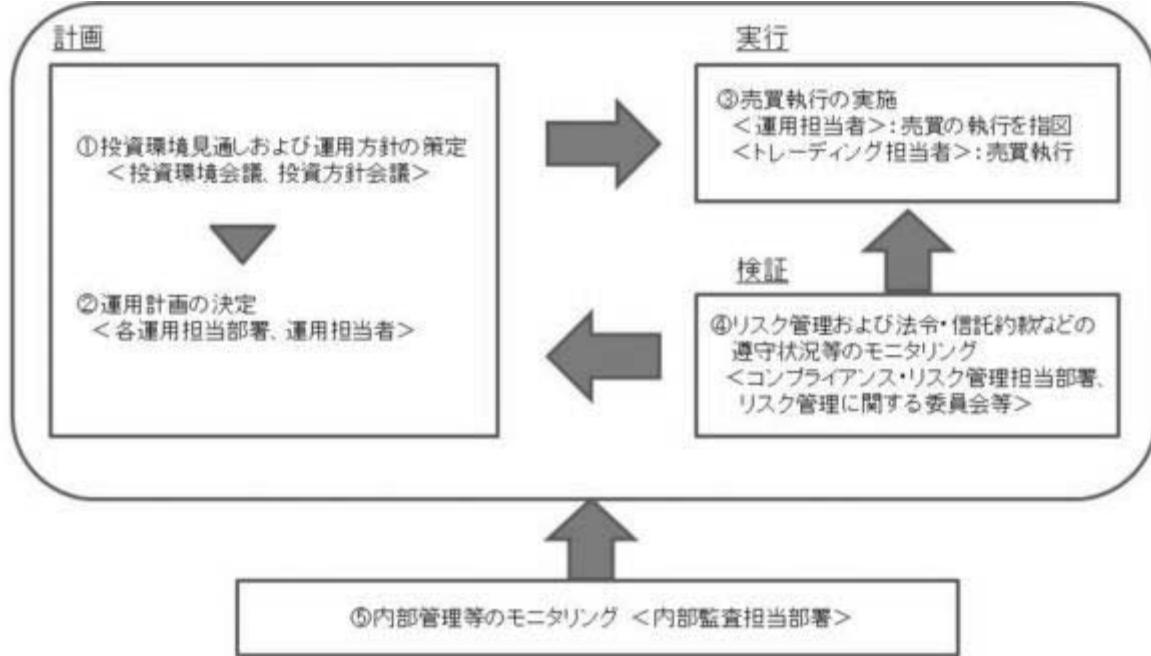
上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要是平成 30 年 1 月 25 日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(3)【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数 60～70 人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数 10～20 人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b . ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c . 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は平成 29 年 10 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

a . 収益分配は年 1 回、原則として、4 月 25 日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1 . 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2 . 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

3 . 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b . 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1 . 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2 . 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c . 每計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d . 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して 5 営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a . 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b . 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c . 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e. 外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g. 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商

品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(二) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

h. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

i. ファンドの投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

a. カントリーリスク

投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。当ファンドが投資信託証券を通じて投資する中東・北アフリカ地域などの新興国市場は、先進国市場に比べて市場規模が小さく、流動性が低いことなどにより、価格変動が大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などの金融市场インフラが未発達なために、正確な情報に基づいた運用や意図した通りの投資を実行できない可能性もあります。さらに、中東・北アフリカ地域については、中東和平問題など様々な地政学的問題を抱えていることから、政治、経済、社会情勢などが不安定な国もあり、金融市場に重大な影響を及ぼす事象が発生する可能性があります。

このような影響を受けて当ファンドが損失を被り、基準価額が大きく下落する可能性があります。

b. 株価変動リスク

株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式を主要投資対象とする投資信託証券を原則として高位に組み入れますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 為替変動リスク

為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスクをいいます。たとえば、投資対象となる有価証券が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格は下落することがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的な投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

d. 流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合など希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファン

ドまたは当ファンドが組み入れる投資信託証券において、特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e . 特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における投資顧問会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

f . 信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落します。

当ファンドが投資信託証券を通じて投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあります。当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g . 金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h . 投資対象ファンドにかかる税制変更のリスク

当ファンドが投資する外国投資法人の設定地および当該外国投資法人が投資を行う国において、税制などの変更があった場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

i . 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- (イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (ロ) 当ファンドの基準価額は、組み入れる投資信託の関係法人が計算する当該証券の価格などに基づき算出されますが、当該価格などの訂正により当ファンドの基準価額も訂正されることがあります。なお、当該投資信託証券の価格などが正確でないことが判明した場合でも、一定の基準内であれば訂正は行われず、結果として当ファンドの基準価額も訂正されないことがあります。
- (ハ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ニ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ホ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- (ヘ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てるために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ト) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (チ) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドと同じく投資対象としている他のベビーフ

アンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があり、上記のような要因で、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

(リ) 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

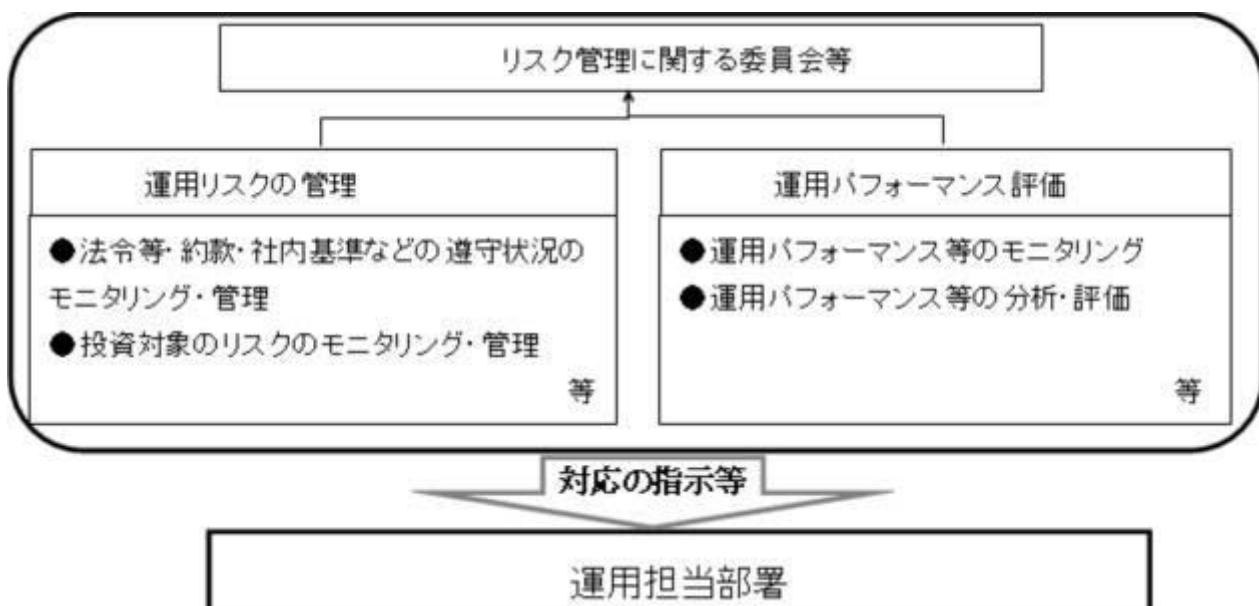
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社における当ファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

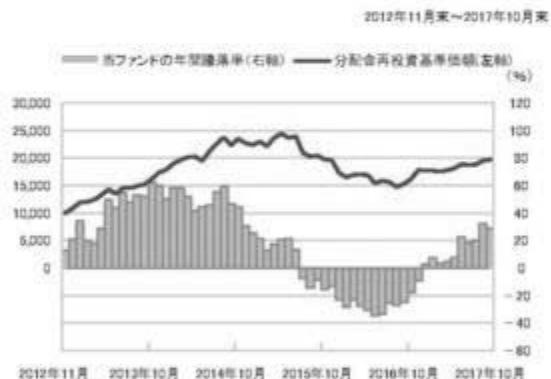
- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は平成 29 年 10 月 31 日現在のものであり、今後変更になることがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

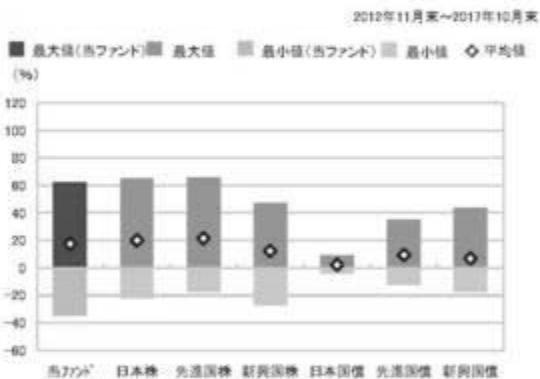


*分配金再投資基準価額は、2012年11月末の基準価額を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2012年11月から2017年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2012年11月から2017年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

*各資産クラスの指標

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株…MSCIコサイン・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI国債
- 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指標は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指標は、株式会社東京証券取引所(現東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。
- 「MSCIコサイン・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指標で、日本を除く世界の主要先進国の株価指標を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権・知的財産権その他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指標で、新興国の株価指標を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権・知的財産権その他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指標の知的財産権その他の一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 「シティ世界国債インデックス(除く日本)」は、シティグループ・インデックスLLCが開発した債券指標で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に関する著作権等の知的財産その他の一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に関する著作権等の知的財産その他の一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「各資産クラスの騰落率」は、データソースが提供する各指標をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指標のデータソースは、当該騰落率に関する資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜 3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

a . 解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b . 信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期すため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

(3)【信託報酬等】

ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率 1.134%（税抜 1.05%） 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	支払先	内訳（税抜）	主な役務
	委託会社	年率 0.41%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価

	販売会社	年率 0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率 0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
委託会社の信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社（フランクリン・アドバイザーズ・インク）に対する投資顧問報酬（年率 0.05%）が含まれます。			
投資対象とする 外国投資証券	FMENA ファンドの純資産総額に対して年率 1.35%（上限）		
実質的な負担	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率 2.484%（税抜 2.4%）程度 上記は FMENA ファンドを 100% 組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用（信託報酬）は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。</p>		

(4)【その他の手数料等】

- a . 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b . 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c . 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。
- d . 当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、証券取引に伴う手数料、ファンドの設立に関連した費用等がかかります。
- e . 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。
 手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

- a . 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税 15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税 5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税 5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行わ

れます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

（ハ）損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

b . 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税 15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成29年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

c . 個別元本について

（イ）受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行つて当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

（ハ）収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

(「元本払戻金（特別分配金）」については、「d. 収益分配金の課税について」を参照。)

d. 収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5 【運用状況】

(1)【投資状況】

中東・北アフリカ株式ファンド

(平成 29 年 10 月 31 日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ケイマン諸島	1,129,907,013	97.23
親投資信託受益証券	日本	11,026,496	0.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		21,107,266	1.81
純資産総額		1,162,040,775	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第 3 位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考)国内マネー・マザーファンド

(平成 29 年 10 月 31 日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		487,362,781	100.00
純資産総額		487,362,781	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第 3 位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

中東・北アフリカ株式ファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

(平成 29 年 10 月 31 日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資証券	フランクリン・ミドルイースト・ アンド・ノースアフリカ・ファン ド	148,300	6,901.62	1,023,511,491	7,619.0627	1,129,907,013	97.23
2	日本	親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	10,910,842	1.0109	11,029,770	1.0106	11,026,496	0.94

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第 3 位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

外貨建資産の単価及び金額は、平成 29 年 10 月 31 日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

ロ. 種類別投資比率

(平成 29 年 10 月 31 日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	97.23
親投資信託受益証券	0.94
合計	98.18

(参考) 国内マネー・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

中東・北アフリカ株式ファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

中東・北アフリカ株式ファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

中東・北アフリカ株式ファンド

期別	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (平成21年4月27日)	4,286,057,101	4,286,057,101	0.3269	0.3269
第2計算期間末 (平成22年4月26日)	3,774,738,754	3,774,738,754	0.4112	0.4112
第3計算期間末 (平成23年4月25日)	2,518,218,878	2,518,218,878	0.3661	0.3661
第4計算期間末 (平成24年4月25日)	1,754,249,116	1,754,249,116	0.3635	0.3635
第5計算期間末 (平成25年4月25日)	1,706,374,547	1,706,374,547	0.4732	0.4732
第6計算期間末 (平成26年4月25日)	2,415,951,534	2,415,951,534	0.7131	0.7131
第7計算期間末 (平成27年4月27日)	2,164,000,493	2,164,000,493	0.8158	0.8158
第8計算期間末 (平成28年4月25日)	1,256,638,005	1,256,638,005	0.6029	0.6029
第9計算期間末 (平成29年4月25日)	1,122,136,042	1,122,136,042	0.6132	0.6132
平成28年10月末日	1,055,930,358		0.5368	
11月末日	1,100,294,247		0.5671	
12月末日	1,204,475,792		0.6252	
平成29年1月末日	1,189,892,186		0.6239	
2月末日	1,160,575,176		0.6217	
3月末日	1,138,716,789		0.6166	
4月末日	1,139,831,281		0.6240	
5月末日	1,152,406,017		0.6371	
6月末日	1,162,104,044		0.6618	
7月末日	1,142,707,084		0.6587	
8月末日	1,135,725,387		0.6609	
9月末日	1,169,736,741		0.6851	
10月末日	1,162,040,775		0.6903	

【分配の推移】

中東・北アフリカ株式ファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	平成20年4月28日～平成21年4月27日	0.0000
第2計算期間	平成21年4月28日～平成22年4月26日	0.0000

第3計算期間	平成22年4月27日～平成23年4月25日	0.0000
第4計算期間	平成23年4月26日～平成24年4月25日	0.0000
第5計算期間	平成24年4月26日～平成25年4月25日	0.0000
第6計算期間	平成25年4月26日～平成26年4月25日	0.0000
第7計算期間	平成26年4月26日～平成27年4月27日	0.0000
第8計算期間	平成27年4月28日～平成28年4月25日	0.0000
第9計算期間	平成28年4月26日～平成29年4月25日	0.0000

【収益率の推移】

中東・北アフリカ株式ファンド

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	平成20年4月28日～平成21年4月27日	67.3
第2計算期間	平成21年4月28日～平成22年4月26日	25.8
第3計算期間	平成22年4月27日～平成23年4月25日	11.0
第4計算期間	平成23年4月26日～平成24年4月25日	0.7
第5計算期間	平成24年4月26日～平成25年4月25日	30.2
第6計算期間	平成25年4月26日～平成26年4月25日	50.7
第7計算期間	平成26年4月26日～平成27年4月27日	14.4
第8計算期間	平成27年4月28日～平成28年4月25日	26.1
第9計算期間	平成28年4月26日～平成29年4月25日	1.7
第10中間計算期間	平成29年4月26日～平成29年10月25日	12.9

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

中東・北アフリカ株式ファンド

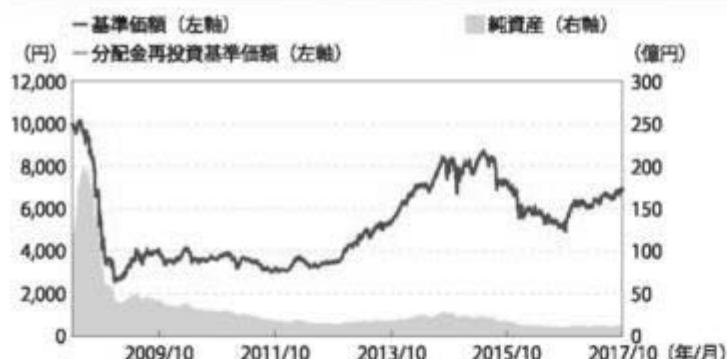
期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	平成20年4月28日～平成21年4月27日	21,552,745,236	8,441,977,611
第2計算期間	平成21年4月28日～平成22年4月26日	1,829,867,247	5,760,800,052
第3計算期間	平成22年4月27日～平成23年4月25日	824,377,325	3,125,193,071
第4計算期間	平成23年4月26日～平成24年4月25日	71,796,189	2,124,167,474
第5計算期間	平成24年4月26日～平成25年4月25日	18,045,925	1,238,611,296
第6計算期間	平成25年4月26日～平成26年4月25日	626,741,783	844,818,290
第7計算期間	平成26年4月26日～平成27年4月27日	1,222,175,218	1,957,471,440
第8計算期間	平成27年4月28日～平成28年4月25日	62,860,755	631,358,408
第9計算期間	平成28年4月26日～平成29年4月25日	29,908,451	284,112,941
第10中間計算期間	平成29年4月26日～平成29年10月25日	6,919,612	143,897,418

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

<基準価額・純資産の推移> (2008年4月28日～2017年10月31日)



データの基準日:2017年10月31日

<分配の推移(税引前)>

2017年4月	0円
2016年4月	0円
2015年4月	0円
2014年4月	0円
2013年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	国・地域	通貨	純資産比率
フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド	ケイマン諸島	米ドル	97.23%
国内マネー・マザーファンド	日本	日本円	0.94%
合計			98.18%

フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンドの外国株式等組入上位5銘柄(現地2017年10月30日現在)

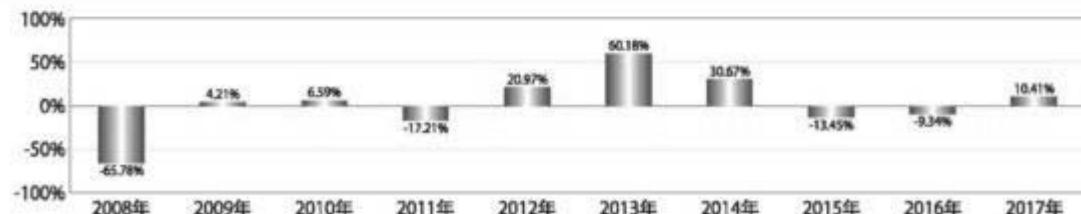
銘柄名	業種	国・地域	比率
EMAAR PROPERTIES PJSC	不動産開発	アラブ首長国連邦(UAE)	5.3%
NATIONAL BANK OF KUWAIT SAKP	銀行	クウェート	4.4%
DP WORLD LTD	港湾サービス	アラブ首長国連邦(UAE)	3.7%
AL RAJHI BANK(P-NOTE)	銀行	サウジアラビア	3.5%
SIX OF OCTOBER DEVELOPMENT & INVESTMENT CO	不動産開発	エジプト	3.2%

※フランクリン・アドバイザーズ・インクからの情報を基に作成しています。

組入銘柄数:56銘柄

※比率はフランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンドの純資産額に対する割合で、小数第2位を四捨五入しています。

<年間收益率の推移(暦年ベース)>



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2008年は設定日から年末までの收益率、および2017年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

・掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「中東・北アフリカ株式ファンド自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

(ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

- ・毎週金曜日

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

- ・投資対象各国の取引所休業日に基づき委託者が指定する日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、アセットマネジメント One 株式会社のインターネットホームページ (<http://www.am-one.co.jp/>) または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(ヘ) 委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ・毎週金曜日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・投資対象各国の取引所休業日に基づき委託者が指定する日

(ト) 委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付ける日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(ニ)の規定に準じて計算された価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメント One 株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成 30 年 4 月 25 日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年 4 月 26 日から翌年 4 月 25 日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

a . 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行った FMENA ファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1 . FMENA ファンドの主要投資対象が変更となる場合

2 . FMENA ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

(ハ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c . 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ニ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ホ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c . 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b . 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、

新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b . 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）を行います。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c . 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c . 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a . 信託の終了（投資信託契約の解約）」(イ)について、または「b . 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ) 上記(イ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a . 信託の終了（投資信託契約の解約）」(ロ)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d . 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をす

ることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われるうこととなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（口）の場合を除きます。）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

e. 運用報告書

委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「f. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

h. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要

な行為にかかる業務

4 . 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j . 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1 . 他の受益者の氏名または名称および住所

2 . 他の受益者が有する受益権の内容

k . 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社との間において締結している「投資顧問契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくファンドの信託終了日までとし、途中での更新は行いません。なお、委託者、投資顧問会社は、法律による解除権の行使以外に、相手方に対する事前の書面による解約申し入れによりこの契約を解約できるものとします。

4 【受益者の権利等】

a . 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b . 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

c . 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

d . 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成28年4月26日から平成29年4月25日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月9日

アセットマネジメント One 株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯原尚
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中東・北アフリカ株式ファンドの平成28年4月26日から平成29年4月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中東・北アフリカ株式ファンドの平成29年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメント One 株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【中東・北アフリカ株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 8 期 平成 28 年 4 月 25 日現在	第 9 期 平成 29 年 4 月 25 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,078,315	-
コール・ローン	29,490,167	27,658,122
投資証券	1,216,425,628	1,091,513,877
親投資信託受益証券	16,031,953	11,029,770
流動資産合計	<u>1,266,026,063</u>	<u>1,130,201,769</u>
資産合計	1,266,026,063	1,130,201,769
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,475,109	1,509,500
未払受託者報酬	298,660	247,256
未払委託者報酬	7,541,113	6,243,148
未払利息	64	53
その他未払費用	73,112	65,770
流動負債合計	<u>9,388,058</u>	<u>8,065,727</u>
負債合計	9,388,058	8,065,727
純資産の部		
元本等		
元本	2,084,212,036	1,830,007,546
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	827,574,031	707,871,504
(分配準備積立金)	57,218,248	49,876,652
元本等合計	<u>1,256,638,005</u>	<u>1,122,136,042</u>
純資産合計	1,256,638,005	1,122,136,042
負債純資産合計	1,266,026,063	1,130,201,769

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第8期	第9期
	自 平成27年4月28日	自 平成28年4月26日
	至 平成28年4月25日	至 平成29年4月25日
営業収益		
受取利息	18,408	-
有価証券売買等損益	374,940,175	44,319,052
為替差損益	101,769,088	17,273,757
営業収益合計	476,690,855	27,045,295
営業費用		
支払利息	413	15,201
受託者報酬	733,420	488,996
委託者報酬	18,518,780	12,347,066
その他費用	889,438	732,618
営業費用合計	20,142,051	13,583,881
営業利益	496,832,906	13,461,414
経常利益	496,832,906	13,461,414
当期純利益	496,832,906	13,461,414
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	53,895,287	6,181,620
期首剩余金又は期首次損金()	488,709,196	827,574,031
剩余金増加額又は欠損金減少額	116,827,925	113,274,296
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	116,827,925	113,274,296
剩余金減少額又は欠損金増加額	12,755,141	13,214,803
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	12,755,141	13,214,803
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	827,574,031	707,871,504

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 9 期 自 平成 28 年 4 月 26 日 至 平成 29 年 4 月 25 日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 . デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第 60 条及び第 61 条によっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 8 期 平成 28 年 4 月 25 日現在	第 9 期 平成 29 年 4 月 25 日現在
1 . 計算期間末日における受益権の総数 2,084,212,036 口	1 . 計算期間末日における受益権の総数 1,830,007,546 口
2 . 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 827,574,031 円	2 . 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 707,871,504 円
3 . 計算期間末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.6029 円 (1 万口当たり純資産額) (6,029 円)	3 . 計算期間末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.6132 円 (1 万口当たり純資産額) (6,132 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 8 期 自 平成 27 年 4 月 28 日 至 平成 28 年 4 月 25 日	第 9 期 自 平成 28 年 4 月 26 日 至 平成 29 年 4 月 25 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 信託約款に定める収益調整金 (1,718,102 円) 及び分配準備積立金 (57,218,248 円) より分配対象収益は 58,936,350 円 (1 万口当たり 282.76 円) である	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (55,029 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 信託約款に定める収益調整金 (2,268,473 円) 及び分配準備積立金 (49,821,623 円) より分配対象収益は 52,145,125 円 (1 万口当たり 284.93 円) ありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第 8 期 自 平成 27 年 4 月 28 日 至 平成 28 年 4 月 25 日	第 9 期 自 平成 28 年 4 月 26 日 至 平成 29 年 4 月 25 日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
2 . 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、	同左

	<p>投資証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。</p> <p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>
3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		

金融商品の時価等に関する事項

第8期 平成28年4月25日現在	第9期 平成29年4月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2.時価の算定方法 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2.時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

	第8期 自 平成27年4月28日 至 平成28年4月25日	第9期 自 平成28年4月26日 至 平成29年4月25日
	該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	第8期 平成28年4月25日現在	第9期 平成29年4月25日現在
期首元本額	2,652,709,689円	2,084,212,036円
期中追加設定元本額	62,860,755円	29,908,451円
期中一部解約元本額	631,358,408円	284,112,941円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期 平成28年4月25日現在	第9期 平成29年4月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	322,368,400	45,457,374
親投資信託受益証券	-	2,183
合計	322,368,400	45,455,191

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益 証券	国内マネー・マザーファンド	10,910,842	11,029,770	
日本円建小計			10,910,842	11,029,770	
米ドル	投資証券	フランクリン・ミドルイースト・アンド・ ノースアフリカ・ファンド	162,800	9,929,172.00	
米ドル建小計			162,800	9,929,172.00 (1,091,513,877)	
		合計		1,102,543,647 (1,091,513,877)	

(注 1) 親投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、口数及び証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の記載は、邦貨金額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券	1 銘柄	97.3% 99.0%

(注 1) 組入投資証券時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

(注 2) 有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド」投資証券及び「国内マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて「フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド」の投資証券であり、「親投資信託受益証券」は、すべて「国内マネー・マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド」の状況

「フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド」は、ケイマン諸島で設立された米ドル建外国投資法人であります。同ファンドの平成 28 年 11 月 30 日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されており、独立監査人の監査を受けております（投資明細は除きます。）。

同ファンドの財政状態計算書、包括利益計算書、参加型投資証券の保有者に帰属する純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、財務書類に対する注記及び投資明細は、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社から入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

(1) 財政状態計算書
2016年11月30日現在

	注記	2016年 米ドル	2015年 米ドル
資産			
流動資産			
純損益を通じて公正価値で測定する			
金融資産	4 (a)	9,166,840	11,665,308
ブローカーに対する債権		182,063	2,365
未収配当金		3,000	2,895
その他の債権	5 (d)	40,209	49,508
銀行預金	6	250,618	994,387
資産合計		<u>9,642,730</u>	<u>12,714,463</u>
資本			
投資証券資本	8	100	100
資本合計		<u>100</u>	<u>100</u>
負債			
流動負債			
当座借越	6	5,979	-
参加型投資証券の保有者に対する債務		-	120,640
ブローカーに対する債務		-	13,634
未払費用	9	41,974	44,996
負債合計（参加型投資証券の保有者に帰属する純資産を除きます。）		<u>47,953</u>	<u>179,270</u>
参加型投資証券の保有者に帰属する純資産	10	<u>9,594,677</u>	<u>12,535,093</u>

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(2) 包括利益計算書

2016年11月30日終了年度

	注記	2016年 米ドル	2015年 米ドル
収益			
受取配当金		380,849	701,335
受取利息		661	192
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産に係る公正価値の純変動額	4 (b)	(1,063,780)	(2,700,163)
為替差損純額		(40,576)	(43,429)
純損失		<u>(722,846)</u>	<u>(2,042,065)</u>
費用			
運用報酬	5 (a)	99,884	157,504
管理事務代行会社報酬	5 (b)	15,771	24,869
保管銀行報酬		23,758	38,229
名義書換代行会社報酬	5 (c)	5,260	8,296
監査報酬		28,473	31,775
委託手数料		63,043	143,300
弁護士および専門家報酬		8,458	12,089
その他の営業費用		548	944
費用払戻	5 (d)	(40,209)	(49,508)
営業費用合計		<u>204,986</u>	<u>367,498</u>
税引前損失		<u>(927,832)</u>	<u>(2,409,563)</u>
源泉税		<u>(17,209)</u>	<u>(17,084)</u>
参加型投資証券の保有者に帰属す る純資産の営業活動による減少		<u>(945,041)</u>	<u>(2,426,647)</u>

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(3) 参加型投資証券の保有者に帰属する純資産変動計算書

2016年11月30日終了年度

	2016年		2015年	
	参加型投資 証券口数	米ドル	参加型投資 証券口数	米ドル
参加型投資証券の保有者 に帰属する純資産期首残 高	207,800	12,535,093	277,000	19,834,578
参加型投資証券の償還	(34,500)	(1,995,375)	(69,200)	(4,872,838)
参加型投資証券の保有者 に帰属する純資産の営業 活動による減少	-	(945,041)	-	(2,426,647)
参加型投資証券の保有者 に帰属する純資産期末残 高	173,300	9,594,677	207,800	12,535,093

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(4) キャッシュ・フロー計算書
2016年11月30日終了年度

	注記	2016年 米ドル	2015年 米ドル
営業活動によるキャッシュ・フロー			
純損益を通じて公正価値で測定する金融			
資産の購入		(10,869,235)	(20,121,194)
純損益を通じて公正価値で測定する金融			
資産の売却		12,110,591	25,228,384
受取配当金		380,744	698,440
受取利息		661	192
運用報酬支払額		(102,878)	(164,268)
名義書換代行会社および保管銀行報酬支 払額		(29,909)	(52,638)
管理事務代行会社報酬支払額		(16,244)	(25,936)
監査報酬支払額		(27,137)	(28,200)
弁護士および専門家報酬支払額		(8,458)	(12,089)
委託手数料支払額		(63,043)	(143,300)
その他の営業費用支払額		(548)	(944)
費用払戻の受取額		49,508	34,444
源泉税の支払額		(17,209)	(17,084)
営業活動によるキャッシュ・フロー純額		1,406,843	5,395,807
財務活動によるキャッシュ・フロー			
参加型投資証券の償還		(2,116,015)	(5,052,038)
財務活動で使用したキャッシュ・フロー 純額		(2,116,015)	(5,052,038)
現金および現金同等物の純(減少)/増 加額		(709,172)	343,769
現金および現金同等物期首残高		994,387	685,881
現金および現金同等物の為替差損		(40,576)	(35,263)
現金および現金同等物期末残高	6	244,639	994,387
現金および現金同等物の分析:			
銀行預金		250,618	994,387
当座借越		(5,979)	-
	6	244,639	994,387

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(5) 財務書類に対する注記

2016年11月30日終了年度

本注記は、添付の財務書類と不可分の一部であり、財務書類と併せて読まれるべきです。

1 一般的事項

フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド・リミテッド（以下「当ファンド」といいます。）は、ケイマン諸島で設立され、籍を置いています。当ファンドの登記上の事務所の住所は、ケイマン諸島、P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104 です。当ファンドは、2008年3月12日に設立され、2008年4月14日に営業を開始しました。

当ファンドは、投資証券の保有者のために、主として中東および北アフリカ（以下「MENA」といいます。）地域の上場有価証券に投資することで、長期的な資本の増価を達成することを目標としています。

当ファンドの投資活動は、カリフォルニア州サン・マテオに拠点を置く法人であるフランクリン・アドバイザーズ・インク（以下「投資顧問会社」といいます。）により管理されています。投資顧問会社は、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ（エム・イー）リミテッド（以下「副投資顧問会社」といいます。）を、投資顧問会社に対し副投資顧問業務を提供するよう任命しています。フランクリン・テンプルトン・サービス・エルエルシー（以下「管理事務代行会社」といいます。）およびテンプルトン・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「名義書換代行会社」といいます。）は、投資顧問会社の関連会社であり、当ファンドに対してそれぞれ管理事務代行業務および名義書換代行業務を提供するよう任命されています。

本財務書類は、2017年3月17日に取締役会によって公表を許可されました。

2 重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に際して適用された主要な会計方針は以下のとおりです。これらの方針は、別途記載がない限り、表示されたすべての年度において首尾一貫して適用されています。

2.1 作成の基礎

本財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠して作成されています。本財務書類は取得原価主義に基づき作成されていますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の再評価によって修正されます。

IFRSに準拠した財務書類の作成には、一定の会計上の見積りの使用が要求されています。IFRSはまた、当ファンドの会計方針を適用する過程で取締役会に判断を行うことを要求しています。

(a) 2015年12月1日発効の基準および既存の基準の修正

当ファンドに重要な影響を及ぼすと見込まれる、2015年12月1日に開始する会計年度に発効する基準、解釈指針、および既存の基準の修正はありません。

(b) 2015年12月1日以降に発効された早期適用されていない新基準、修正および解釈指針

IFRS第9号「金融商品」は、2018年1月1日以後開始する年度から発効し、金融資産および金融負債の分類、測定および認識を取り扱っています。IFRS第9号の完全版は、金融商品の分類および測定に関するIAS第39号のガイダンスを置き換えるものです。IFRS第9号は、混合測定モデルを維持しながらも簡易化し、金融資産について、償却原価、その他の包括利益を通じた公正価値および純損益を通じた公正価値という3つの主要な測定区分を定めています。

分類の基準は、企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性によって決まります。資本性金融商品に対する投資は、純損益を通じて公正価値で測定するよう求められていますが、当初認識時の取消不能な選択によって公正価値の変動をリサイクルしない他の包括利益に表示することができます。今回のIFRS第9号では、IAS第39号の発生損失減損モデルに代えて、新たに予想信用損失モデルが採用されました。

金融負債の分類および測定は変更されません（純損益を通じた公正価値での測定を選択していた負債については、自己の信用リスクの変動をその他の包括利益に認識するとされたことを除きます。）。IFRS第9号は、ヘッジの有効性に関するブライトラインテストを置き換えることによって、ヘッジの有効性に対する要件を緩和しました。同基準では、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係があること、および企業がリスク管理目的のために実際に使用するのと同じ「ヘッジ比率」であることを求めています。同時的な文書化はなおも求められていますが、IAS第39号に基づき現在作成されているものとは異なります。この新基準は、当ファンドの財政状態又は業績に重要な影響を及ぼさないと見込まれています。

当ファンドに重要な影響を及ぼすと見込まれる、未発効の基準、解釈指針、および既存の基準の修正は、他にありません。

2.2 外貨換算

(a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドの投資家は日本に所在していますが、参加型投資証券の募集および償還は米国ドル（以下「米ドル」といいます。）建です。当ファンドの主要な活動は、主に米ドルに連動する外貨で取引されているMENA地域の有価証券に投資することです。取締役会は、米ドルが基礎となる取引、事象および状況の経済的影響を最も忠実に表す通貨であると考えています。本財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドルで表示されています。

(b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算されます。外貨建資産・負債は、報告日現在の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されます。

換算から生じた為替差損益は、包括利益計算書に含められます。

現金および現金同等物に関連する為替差損益は、包括利益計算書の「為替差益／（差損）純額」に表示されます。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関連する為替差損益は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の純変動額」に表示されます。

2.3 金融資産

2.3.1 分類

金融資産は、以下の区分、すなわち、純損益を通じて公正価値で測定するもの、ならびに貸付金および債権に分類されます。当該分類は、金融資産の取得目的によります。経営者は、当初認識時に金融資産の分類を決定します。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、売買目的保有の金融資産です。これらの純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、主に、短期間に売却もしくは買戻しを行う目的で取得されたもの、または、まとめて管理されかつ最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融投資ポートフォリオの一部であるものです。

(b) 貸付金および債権

貸付金および債権は、支払額が固定または決定可能であり、活発な市場で値付けされない、デリバティブ以外の金融資産です。それらは、期日が財政状態計算書日後12ヶ月超のものを除き、流動資産に含まれます。非流動資産に分類されているものも存在します。当ファンドの貸付金および債権は、財政状態計算書における「銀行預金」、「プロパーに対する債権」、「未収配当金」ならびに「その他の債権」で構成されています。

2.3.2 認識、認識の中止および測定

通常の投資の購入および売却は、当ファンドが投資を購入または売却することを確約した日である取引日に認識されます。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初、公正価値で認識されます。取引費用は、発生時に包括利益計算書に費用計上されます。

金融資産は、投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または当ファンドが所有に係るリスクおよび経済価値を実質的にすべて移転している場合に、認識の中止が行われます。

当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産はすべて、公正価値で測定されます。貸付金および債権は、実効金利法を用いて償却原価で計上されます。

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」の公正価値の変動から生じた利益および損失は、発生した年度の包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の純変動額」に表示されます。

2.3.3 公正価値の見積り

公正価値とは、測定日に市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却して受け取る、または負債を譲渡して支払う価格です。活発な市場で取引される金融資産（公的に取引されるデリバティブおよび売買有価証券等）の公正価値は、報告日の取引終了時点の市場相場価格に基づいています。当ファンドは、最終取引価格が呼値スプレッドの範囲内にある場合には、公正価値評価のインプットについて金融資産の最終取引市場価格を使用しています。最終取引価格が呼値スプレッドの範囲内にない状況においては、経営者が公正価値を最もよく表す呼値スプレッドの範囲内における価格を算定します。

報告日の取引が終了した後に公正価値の重要な変動が発生した場合には、評価技法を適用して公正価値を算定します。重要な事象とは、証券に関する最終市場価格、市場の終了または外国為替相場の終了より後であるが当ファンドの評価時よりも前に発生する事象で、当該事象によって影響を受ける証券、商品、為替または有価証券の終値の信頼性に重要な影響を及ぼすものであり、結果として終値を「容易に入手可能な市場相場」とみなすことができなくなる事象です。

また、当ファンドは、原資産となる上場株式の公正価値を参照して評価される参加証書も多数保有しています。取締役は、原資産となる上場株式の公正価値が、公正価値の最善の見積りを反映しており、また、参加証書の市場相場価格は価格のチェックに用いられると考えています。

活発な市場で売買されていない金融資産の公正価値は、評価技法を用いて算定されます。当ファンドは様々な方法を用いており、各報告日における市場の状況に基づいた仮定をしています。用いられている評価技法は、比較可能な最近の通常の取引価格の使用、実質的に同等の他の商品の参照、割引キャッシュ・フロー分析、また市場のインプットを最大限に利用し、企業固有のインプットにできるだけ依存しない市場参加者によって一般に用いられているその他の評価技法を含みます。

2.4 金融商品の相殺

認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利があり、かつ、純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある場合には、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を財政状態計算書に報告します。

2.5 ブローカーに対する債権および債務

ブローカーに対する債権および債務の金額は、それぞれ契約済であるが報告日時点で決済も受渡もされていない売却有価証券に関する債権および購入有価証券に関する債務を表しています。

これらの金額は、当初、公正価値で認識され、事後に、実効金利法を用いて償却原価（ブローカーに対する債権金額は減損引当金控除後）で測定されます。これらは、性質上短期であり、その帳簿価額は公正価値に近似しています。ブローカーに対する債権金額の減損引当金は、当ファンドが関連するブローカーから債権を全額回収できない客観的証拠がある場合に設定されます。ブローカーの重大な財政的困難、ブローカーが破産または財政的再編成に陥る可能性および支払の不履行は、ブローカーに対する債権金額が減損している兆候とみなされます。

2.6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、手元現金、銀行に保有する通知預金、当初の満期が3ヶ月以内の流動性の高いその他の短期投資および当座借越を含みます。

2.7 その他の債権

その他の債権は、当初、公正価値で計上され、事後に、実効金利法を用いて償却原価で計上されます。これらは、性質上短期であり、その帳簿価額は公正価値に近似しています。

2.8 未払費用

未払費用は、当初、公正価値で認識され、事後に、実効金利法を用いて償却原価で表示されます。これらは、性質上短期であり、その帳簿価額は公正価値に近似しています。

2.9 当ファンドの参加型投資証券

参加型投資証券は、当ファンドの総会または当ファンドの事業に影響を及ぼす事項に対する議決権を有していません。年度末時点での参加型投資証券の保有者は、分配金および償還日における当ファンドの投資証券1口当たり純資産額に基づく比例持分の支払を受け取る権利を有します。清算時には、参加型投資証券の保有者は、参加型投資証券の額面価額の払戻順位が1番目であり、普通投資証券の払込済額面価額の払戻を条件としてその払戻後に、当ファンドの残余資産が参加型投資証券の保有口数に応じて分配されます。参加型投資証券は、最劣後クラスの投資証券ではありません。当該投資証券は、金融負債として分類されます。

参加型投資証券は、保有者が投資証券の償還請求を行った場合に報告日現在支払われるべき償還金額で計上されます。募集および償還を目的として当ファンドの純資産額を算定するため、投資ポジションは、関連する取引日の営業終了時点の最終取引市場価格に基づき評価されます。

2.10 普通投資証券

普通投資証券は、当ファンドの全議決権を有しますが、当ファンドの利益または資産に参加せず、かつ、償還可能ではありません。当ファンドの清算時には、普通投資証券の保有者は、参加型投資証券の額面価額が支払われた後に普通投資証券の額面価額を受け取る権利のみを有します。当該投資証券は、資本として分類されます。

2.11 受取利息および受取配当金

受取利息は、実効金利法を用いて時間比例基準で包括利益計算書に認識されます。受取配当金は、支払を受ける権利が確定した時点で認識されます。

2.12 取引費用

取引費用は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の取得のために発生した費用です。取引費用には、代理業者、投資顧問業者、ブローカーおよびディーラーに支払われる報酬および手数料が含まれます。取引費用は、発生時に費用として包括利益計算書に認識されます。

2.13 参加型投資証券の保有者に対する未払分配金

参加型投資証券の保有者に対して提示された分配金は、取締役会によって適切に承認された時点で包括利益計算書に認識されます。

参加型投資証券に係る分配金は、金融費用として包括利益計算書に認識されます。

2.14 参加型投資証券の保有者に帰属する純資産の営業活動による増加／減少

分配されない収益は、参加型投資証券の保有者に帰属する純資産に含まれます。参加型投資証券の保有者に帰属する純資産の変動は、金融費用として包括利益計算書に認識されます。

2.15 税金

当ファンドはケイマン諸島に籍を置いています。ケイマン諸島の現行法の下では、当ファンドは、収益、不動産、法人、キャピタル・ゲインまたはその他に係る税金について支払義務はありません。

当ファンドは、投資収益およびキャピタル・ゲインに対して一部の国が課す源泉税を負担する可能性があります。それらの収益または利益は、包括利益計算書に源泉税込みの総額で計上されます。源泉税は、包括利益計算書において個別項目として表示されます。

2.16 費用

費用は、発生主義で会計処理が行われます。

3 金融リスク管理

当ファンドは投資取引に従事しており、その活動により様々な金融リスク、すなわち市場リスク（市場価格リスク、外国為替リスクおよび金利リスクを含みます。）信用リスクおよび取引相手方リスク、ならびに流動性リスクにさらされています。

また、当ファンドは、カストディ・リスク等のオペレーションル・リスクにさらされています。カストディ・リスクとは、証券保管機関の支払不能または過失によって生じる、保護預り有価証券の損失リスクです。証券保管機関が倒産した場合には、保護預り有価証券の価値の損失のリスクを取り除く適切な法的枠組みは整っていますが、当ファンドの有価証券譲渡能力は一時的に低下する可能性があります。

すべての有価証券投資は、資本の損失リスクを示しています。買い持ちの資本性証券に係る資本の最大損失は、それらの持ち高の公正価値に限定されています。

当ファンドの金融リスク管理方針の実施に関する全責任は投資顧問会社にあります。投資顧問会社は特に金融市场が予測不可能であることに焦点を当て、当ファンドの財務業績に対する潜在的な悪影響を最小限にするよう努めています。報告日現在のこれらのリスク・エクスポートージャーおよび採用されているリスク管理方針についての情報は、注記 3.1 から 3.5 に開示されています。

3.1 市場リスク

(a) 市場価格リスク

市場価格リスクは、経済環境、消費動向および投資家の期待等の変化といった、投資の価値に重要な影響を及ぼす可能性のある要因を含んでいます。当ファンドの投資は、実質的に市場価格の変動に左右されます。当ファンドの投資は、ファンダメンタルズおよび評価額の変動について判断するために投資顧問会社によって定期的に監視されます。投資顧問会社は、投資の選定にあたり合理的な努力を行っていますが、投資顧問会社の合理的な統制を超える事象は、基礎となる投資の価格ひいては当ファンドの純資産額に影響を及ぼすこともあります。

MSCI アラビア市場指数（サウジアラビア 10% キャップ）（以下「当指数」といいます。）は、当ファンドのベンチマークとして定められており、ガイダンスおよび運用成績の比較目的のみに使用されています。投資顧問会社は、資産運用委託に関して定められた制限に従い有価証券を厳選することによって株式の選択を行っており、市場指数を参考して市場リスクの管理を行っていません。しかし、市場指数は通常、当ファンドが投資する市場を表すものであるため、当ファンドの純資産額の変動と当指数の変動には相関関係があります。

当ファンドは、当ファンドがさらされている種々のタイプのリスクを測定および管理するために、様々な方法を用いています。これらの方法を以下に説明します。

バリュー・アット・リスク（以下「VaR」といいます。）

市場リスク・エクスポートージャーを監視するために用いられている主要な手段の 1 つである VaR は、異なる市場と相場（例えば金利と外国為替レート）の相関関係を考慮に入れて、過去の価格の傾向およびボラティリティの統計的分析に基づきポートフォリオの損失の可能性を見積ります。当ファンドは、信頼水準 99%、保有期間 3 ヶ月により、当ファンドのポートフォリオ、現金および未決済の売買持ち高を考慮に入れて、純資産額（NAV）に対する比率として VaR を追跡しています。使用される VaR モデルは、過去 1 年間の時系列です。

投資顧問会社は、VaR がリスクに対する有益な指針であるものの、限界があることを認識しています。将来の事象の見積りの代用として過去のデータを使用することで、すべての潜在的な事象が、特に将来における極端な事象が網羅されないことがあります。さらに、保有期間 3 ヶ月の使用は、すべての持ち高を 3 ヶ月以内に清算することが可能であるとの仮定に立っています。これは、流動性の大幅な不足時に生じる市場リスクを十分に反映していない場合があり、保有期間 3 ヶ月は、持ち高を完全に清算するのに不十分であることがあります。

VaR を使用して、信頼水準 99%、保有期間 3 ヶ月により算定された当ファンドの市場リスクは、以下のとおりです。

	2016 年	2015 年
VaR (%)	17.168%	19.945%
VaR (米ドル総額)	1,647,214 米ドル	2,500,124 米ドル

市場価格リスクにさらされている株式の公正価値は、以下のとおりです。

	公正価値	
	2016 年 米ドル	2015 年 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	<u>9,166,840</u>	<u>11,665,308</u>

当ファンドは、投資戦略の一環としてさまざまな有価証券を保有しています。それらの有価証券は、主たる事業活動に基づく市場エクスポートナーを有しています。期末時点で、当ファンドの全体的な市場エクスポートナーは、以下の通りでした。

投資	2016 年		2015 年	
	公正価値 米ドル	純資産比率 (%)	公正価値 米ドル	純資産比率 (%)
上場株式				
エジプト	1,499,216	15.63	2,121,775	16.92
クウェート	883,201	9.20	1,719,593	13.72
モロッコ	-	-	28,704	0.23
オマーン	416,268	4.34	523,887	4.18
カタール	856,202	8.92	818,842	6.53
アラブ首長国連邦	2,565,373	26.74	2,817,836	22.48
上場株式合計	<u>6,220,260</u>	<u>64.83</u>	<u>8,030,637</u>	<u>64.06</u>
非上場株式				
クウェート	8,499	0.09	-	-
非上場株式合計	<u>8,499</u>	<u>0.09</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
参加証書				
サウジアラビア	2,929,818	30.54	3,469,216	27.68
アラブ首長国連邦	8,263	0.08	165,455	1.32
参加証書合計	<u>2,938,081</u>	<u>30.62</u>	<u>3,634,671</u>	<u>29.00</u>
投資合計	<u>9,166,840</u>	<u>95.54</u>	<u>11,665,308</u>	<u>93.06</u>

2016 年 11 月 30 日および 2015 年 11 月 30 日現在、市場価値が当ファンドの純資産額の 10% を超える個別投資はありません。

下表は、配分割合が当ファンドの純資産額の 10% を超えて集中しているセクターの要約です。

セクター配分	2016 年		2015 年	
	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)
一般消費財	12.37			10.98
金融	35.63			49.53
工業	11.32			13.21

(b) 外国為替リスク

当ファンドは、国際的に営業を行い、機能通貨である米ドル以外の通貨建の貨幣性および非貨幣性資産の双方を保有しています。外国為替リスクとは、IFRS第7号に定義されているとおり、外国為替レートの変動によりその他の通貨建の将来の取引、認識された貨幣性資産および貨幣性負債の価値が変動することにより生じます。IFRS第7号は、非貨幣性資産および負債に関連する外国為替エクスポージャーを市場価格リスクの構成要素とみなしています。

投資顧問会社は、外国為替レートの将来の動向および当ファンドに対するその潜在的な影響に関する見解を策定したときは、ポートフォリオの配分決定においてそれらを考慮に入っています。

下表は、期末時点における、機能通貨である米ドルまたは為替レートの大幅な変動にさらされない米ドルに連動する通貨以外の通貨建の当ファンドの貨幣性エクスポージャーの要約です。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
資産		
英ポンド	20,675	15,010
エジプト・ポンド	(5,979)	381,298
クウェート・ディナール	78,849	154,664
チュニジア・ディナール	8	9
モロッコ・ディルハム	3,092	120,176
	<hr/> 96,645	<hr/> 671,157

報告日現在の外国為替リスクのエクスポージャーに関する情報は、注記3.1(a)のVaRの項に開示されています。

(c) 金利リスク

当ファンドは、現金および現金同等物以外、利付有価証券は保有していません。しかし、現金および現金同等物は性質上短期であるため、金利リスクに対するエクスポージャーは最小であると考えられます。

3.2 信用リスクおよび取引相手方リスク

これは、発行体または取引相手方が当ファンドと締結したコミットメントまたは債務を支払うことができなくなるかまたは支払おうとしないリスクに関するものです。当ファンドは、銀行およびブローカーに保有する残高に係る信用リスクにさらされています。報告日までに発生している損失がある場合は、減損引当金が設定されます。

上場有価証券取引はすべて、承認されたブローカーを使って証券の引渡しと資金の決済を同時に実行する方式で決済されます。当ファンドの保管受託銀行が支払を受領した場合にのみ売却有価証券の受渡しを行うことから、債務不履行のリスクは最小であると考えられます。購入時の支払は、当ファンドの保管受託銀行が有価証券を受領した場合に行います。当事者の一方が債務を履行できなくなった場合、売買はフェイル(fail)することとなります。

当ファンドは、公表された直近の純資産額の10%を超えて単一の有価証券に投資しないことによって有価証券の信用損失に対するエクスポージャーを制限しています。当ファンドは、投資顧問会社の内部における取引相手方の信用度のレビュー手続に従って認められた取引相手方として承認されたブローカーのみを通じて有価証券を売買します。投資、ブローカーに対する債権金額、現金および短期預金はすべて、ムーディーズの信用格付がA3(2015年11月30日現在:A1)かそれ以上の相手方によって保管されています。

当ファンドは参加証書に投資しており、そのことで当ファンドがサウジアラビアおよびアラブ首長国連邦市場に参入することが可能となります。当ファンドは、参加証書の発行体の信用リスクにさらされています。当ファンドは、ムーディーズの信用格付がBaa1(2015年11月30日現在:Baa1)かそれ以上の発行体の参加証書を取引することにより、信用リスクに対するエクスポージャーを限定しています。

当ファンドの金融資産は、期日が経過しておらず、減損もしていません。報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、当該金融資産の帳簿価額です。

3.3 流動性リスク

当ファンドは日々、現金による投資証券の償還を行っています。そのため、当ファンドは、活発な市場で取引されかつ容易に処分可能な有価証券に投資しています。投資顧問会社は日次で当ファンドの流動性ポジションを監視しています。

参加型投資証券は保有者の選択により償還可能です。しかしながら、当ファンドは、投資証券の償還口数を発行済投資証券総額の10%までに制限する権利を保持しています。2016年11月30日および2015年11月30日現在、当ファンドの参加型投資証券はすべて、単一の投資家によって保有されていました。

下表は、当ファンドの金融負債を、報告日現在における契約上の支払期日までの残存期間に基づき関連する支払期日ごとに分類して分析したものです。表中の金額は、契約上の割引前キャッシュ・フローです。12ヶ月以内の支払期日の残高は、割引の影響が重要でないため、帳簿残高と等しいです。

	1ヶ月未満 米ドル	1 - 12ヶ月 米ドル	合計 米ドル
2016年11月30日現在			
資産			
純損益を通じて公正価値で測定する金融			
資産	9,158,341	8,499	9,166,840
ブローカーに対する債権	182,063	-	182,063
未収配当金	3,000	-	3,000
その他の債権	-	40,209	40,209
銀行預金	250,618	-	250,618
資産合計	9,594,022	48,708	9,642,730
負債			
当座借越	5,979	-	5,979
未払費用	-	41,974	41,974
参加型投資証券の保有者に帰属する純資産			
資産	9,594,677	-	9,594,677
負債合計	9,600,656	41,974	9,642,630
2015年11月30日現在			
資産			
純損益を通じて公正価値で測定する金融			
資産	11,665,308	-	11,665,308
ブローカーに対する債権	2,365	-	2,365
未収配当金	2,895	-	2,895
その他の債権	-	49,508	49,508
銀行預金	994,387	-	994,387
資産合計	12,664,955	49,508	12,714,463
負債			
参加型投資証券の保有者に対する債務	120,640	-	120,640
ブローカーに対する債務	13,634	-	13,634
未払費用	-	44,996	44,996
参加型投資証券の保有者に帰属する純資産			
資産	12,535,093	-	12,535,093
負債合計	12,669,367	44,996	12,714,363

3.4 資本リスク管理

当ファンドの資本は、参加型投資証券の保有者に帰属する純資産です。参加型投資証券の保有者に帰属する純資産の金額は、当ファンドが投資証券の保有者の判断による購入申込および償還請求を日々受けるため、日次ベースで著しく変動する可能性があります。当ファンドの資本管理の目的は、投資証券の保有者にリターンおよびその他の証券の保有者に便益を供与するために、継続企業として存続する当ファンドの能力を保全すること、ならびに、当ファンドの投資活動の進展を支えるために、強固な資本基盤を維持することです。

資本構成を維持または調整するために、当ファンドは以下を実施する方針です。

- ・過剰売買に関しては、日々の購入申込および償還請求の水準を監視します。
- ・当ファンドの規約文書に従って、投資証券を償還します。これには、投資証券の償還口数を発行済投資証券総額の10%までに制限する能力、および、かかる償還の一部またはすべてを10営業日以下の期間、延期する能力が含まれます。

投資顧問会社は、参加型投資証券の保有者に帰属する純資産の価値に基づき、資本を監視しています。

3.5 公正価値の見積り

活発な市場で売買される金融資産および負債（公的に取引される売買有価証券等）の公正価値は、期末日の取引終了時点の市場相場価格に基づいています。当ファンドは、金融資産と金融負債の両方に対し、公正な評価インプットとして最終取引市場価格を使用しています。売買終了後から報告日の評価時点までに公正価値の重要な変動が発生した場合、評価技法を適用して公正価値を算定します。

相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、価格決定サービス機関または規制機関から容易にかつ定期的に入手することができ、また、それらの価格が独立当事者間ベースで実際かつ定期的に発生している市場取引に相当する場合は、金融商品は活発な市場において値付けされているとみなされます。

活発な市場で売買されていない金融資産および負債の公正価値は、評価技法を用いて算定されます。評価モデルは、非上場株式の評価に主に用いられています。これらのモデルのインプットの一部は、市場で観察可能ではなく、したがって仮定に基づいて見積られています。当ファンドが保有する参加証書は、原資産となる上場株式の公正価値を参照して評価されます。

IFRS第13号は、当ファンドに、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することを要求しています。公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがあります。

- ・同一の資産または負債についての活発な市場における（未調整の）相場価格（レベル1）
- ・レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接的に（すなわち価格として）または間接的に（すなわち価格から算出して）観察可能なインプット（レベル2）
- ・当該資産または負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち観察不能なインプット）（レベル3）

公正価値測定が全体的に分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体にとって重要である、最も低いレベルのインプットに基づき決定されます。この目的のため、インプットの重要性は、公正価値測定全体に対して評価されます。公正価値測定において、観察不能なインプットに基づく重要な調整を要する観察可能なインプットが使用される場合には、当該測定はレベル3の測定となります。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に特有の要因を考慮して判断することが要求されます。

何が「観察可能」であるかの決定には、当ファンドによる重要な判断が要求されます。当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に配信または更新される、信頼できかつ検証可能な、占有的でない市場データ、および、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしています。

下表は、IFRS 第 7 号で定義されている公正価値ヒエラルキーの 3 つの各レベルにおける、報告日現在の公正価値で測定された金融商品を示したものです。

	レベル 1 米ドル	レベル 2 米ドル	レベル 3 米ドル	合計 米ドル
2016 年 11 月 30 日現在				
資産				
売買目的保有の金融資産				
- 上場株式	6,220,260	-	-	6,220,260
- 非上場株式	-	-	8,499	8,499
- 参加証書	-	2,938,081	-	2,938,081
	6,220,260	2,938,081	8,499	9,166,840

	レベル 1 米ドル	レベル 2 米ドル	レベル 3 米ドル	合計 米ドル
2015 年 11 月 30 日現在				
資産				
売買目的保有の金融資産				
- 上場株式	8,030,637	-	-	8,030,637
- 参加証書	-	3,634,671	-	3,634,671
	8,030,637	3,634,671	-	11,665,308

価値が活発な市場における市場相場価格に基づいているため、レベル 1 に分類される投資には、活発な上場株式が含まれます。当ファンドは、これらの金融商品に関して相場価格の調整を行いません。

活発であるとみなされないが、観察可能なインプットによって裏付けられる市場相場価格、ディーラーの値付け、または代替的な価格決定の情報源に基づき評価される、市場で売買される金融商品は、レベル 2 に分類されます。これらの金融商品には、上場参加証書が含まれます。レベル 2 の投資は、活発な市場で売買されない持ち高を含み、および / または譲渡制限が課されることから、評価額は流動性および / または譲渡不能性を反映して調整される場合があり、当該調整は通常、入手可能な市場の情報に基づいています。

レベル 3 に分類される投資は、取引が稀であるため、重要な観察不能のインプットを有します。これらの証券については観察可能な価格は入手不可能であるため、公正価値を算出する評価技法を用います。2016 年 11 月 30 日現在、当ファンドにおいてレベル 3 に分類されている投資は 1 件ありました。(2015 年 11 月 30 日現在 : なし)。

2015 年 11 月 30 日終了年度にはレベル間での投資の振り替えはありませんでした。2016 年 11 月 30 日終了年度には、以下の表のとおり、1 件の投資の振り替えがありました。

	レベル 1 米ドル	レベル 2 米ドル	レベル 3 米ドル
レベル 2 とレベル 3 の間での振り替え :			
株式			
金融	-	(1,403)	1,403

レベル2からレベル3に振り替えられた株式は、Kuwait Food Co. Americana SAK からスピンオフした National Gulf Holding に関連するものです。権利落ち日であった2016年4月25日に、Kuwait Food Co. Americana SAK 1株につき、National Gulf Holding 1.33株を受領しました。

下表は、市場インデックスの起り得る合理的な変更による評価額の変動と、参加型投資証券の保有者に帰属する純資産への影響を示しています。

銘柄	2016年11月30日 現在の公正価値 米ドル	評価技法	観察不能な インプット	割引率の変動	評価額の変動 + / - 米ドル
National Gulf Holdings	8,499	純資産	流動性割引率	+5% / -5%	-144 / +144

下表は、2016年11月30日終了年度におけるレベル3に分類されている商品の変動を示しています。

	2016年 米ドル
スピンオフ	1,403
包括利益計算書に計上されている利益	7,096
期末残高	<hr/> 8,499
期末時点で保有しているレベル3に分類されている商品の未実現損益の変動、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の純変動額に含まれている分	7,096

財政状態計算書に含まれている資産および負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、償却原価で計上されており、これらの当該帳簿価額は報告日現在における公正価値の妥当な近似値となっています。

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

(a) 投資明細表 - 内訳

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
上場有価証券		
- 上場株式	6,220,260	8,030,637
- 非上場株式	8,499	-
- 参加証書	2,938,081	3,634,671
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	<hr/> 9,166,840	<hr/> 11,665,308

当ファンドは、参加証書をサウジアラビアおよびアラブ首長国連邦市場への参入手段として用いています。これらの金融商品の価格は、現地市場で取引されている原資産となる株式の価値に近似しています。

(b) 投資明細表 - 当期損益

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の純変動額：		
実現	(1,888,623)	173,905
未実現の変動	824,843	(2,874,068)
	<hr/> (1,063,780)	<hr/> (2,700,163)

5 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他方の当事者を支配する能力を有しているか、または他方の当事者の財務または営業の決定に重要な影響力を行使する場合に、関連があるとみなされます。本財務書類中に別途開示されたもの以外に、当年度中に以下の関連当事者との取引が行われました。

下表は、関連当事者との取引の詳細です。

	費用 / (費用払戻)		債務	
	2016 年 米ドル	2015 年 米ドル	2016 年 米ドル	2015 年 米ドル
(a) 運用報酬	99,884	157,504	7,332	10,326
(b) 管理事務代行会社報酬	15,771	24,869	1,158	1,631
(c) 名義書換代行会社報酬	5,260	8,296	370	528
費用合計	120,915	190,669	8,860	12,485
(d) 費用払戻	(40,209)	(49,508)	(40,209)	(49,508)

(a) 運用報酬

投資顧問会社は、当ファンドの純資産額の年率 0.95% の運用報酬を受け取る権利を有します。当該報酬は、各取引日の当ファンドの純資産額に基づき日々発生し、毎月後払いにて支払われます。

(b) 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、当ファンドの純資産額の年率 0.15% の管理事務代行会社報酬を受け取る権利を有します。当該報酬は、各取引日の当ファンドの純資産額に基づき日々発生し、毎月後払いにて支払われます。

(c) 名義書換代行会社報酬

名義書換代行会社は、当ファンドの純資産額の年率 0.05% の名義書換代行会社報酬を受け取る権利を有します。当該報酬は、各取引日の当ファンドの純資産額に基づき日々発生し、毎月後払いにて支払われ、その上限金額は年間 100,000 米ドルとなっています。

(d) 費用払戻

当ファンドの営業費用を抑制するため、投資顧問会社は、費用合計（委託手数料および当座借越において発生した支払利息を除きます。）が日次純資産額の年率 1.35% を超えた場合には、当ファンドへ払い戻すことに同意しています。

(e) 投資顧問会社は、以下に記載のとおり当ファンドの投資証券を保有していました。

	2016 年 投資証券口数	2015 年 投資証券口数
フランクリン・アドバイザーズ・インク 普通投資証券（額面価額 1.00 米ドル）	100	100

6 現金および現金同等物

キャッシュ・フロー計算書目的上、現金および現金同等物は、当初満期が3ヶ月未満の銀行預金で構成されています。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
銀行預金	250,618	994,387
当座借越	(5,979)	-
	<hr/> 244,639	<hr/> 994,387

当座借越は期末日時点での市場の流動性不足によるものでした。これは市場の状況に起因するものであったため、当ファンドの保管銀行から当座貸越利息を請求されませんでした。

7 区別金融商品

	貸付金 および債権 米ドル	純損益を通じて公正価 値で測定する資産 米ドル	合計 米ドル
2016年11月30日現在			
資産			
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産	-	9,166,840	9,166,840
プローカーに対する債権	182,063	-	182,063
未収配当金	3,000	-	3,000
その他の債権	40,209	-	40,209
銀行預金	250,618	-	250,618
資産合計	<hr/> 475,890	<hr/> 9,166,840	<hr/> 9,642,730

	その他の金融負債 米ドル
負債	
当座借越	5,979
未払費用	41,974
参加型投資証券の保有者 に帰属する純資産	<hr/> 9,594,677
負債合計	<hr/> 9,642,630

	貸付金 および債権 米ドル	純損益を通じて公正価 値で測定する資産 米ドル	合計 米ドル
2015年11月30日現在			
資産			
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産	-	11,665,308	11,665,308
プローカーに対する債権	2,365	-	2,365
未収配当金	2,895	-	2,895
その他の債権	49,508	-	49,508
銀行預金	994,387	-	994,387
資産合計	1,049,155	11,665,308	12,714,463

	その他の金融負債 米ドル
負債	
参加型投資証券の保有者 に対する債務	
プローカーに対する債務	120,640
未払費用	13,634
参加型投資証券の保有者 に帰属する純資産	44,996
負債合計	12,535,093
	12,714,363

8 普通投資証券

	2016年		2015年	
	普通投資 証券口数	米ドル	普通投資 証券口数	米ドル
授権普通投資証券資本 普通投資証券 (額面価額1.00米ドル)	100	100	100	100
発行済普通投資証券資本 会計期首 / 期末現在	100	100	100	100

2016年11月30日および2015年11月30日現在、当ファンドの全額払込済・発行済普通投資証券（普通投資証券1口当たり額面価額1米ドル）は100口でした。

9 未払費用

	2016 年 米ドル	2015 年 米ドル
運用報酬	7,332	10,326
管理事務代行会社報酬	1,158	1,631
保管銀行報酬	5,521	6,254
名義書換代行会社報酬	370	528
監査報酬	27,593	26,257
	<hr/>	<hr/>
	41,974	44,996

10 参加型投資証券

	2016 年 参加型投資 証券口数	2015 年 参加型投資 証券口数
	米ドル	米ドル
授権普通投資証券資本	20,000,000	20,000,000
参加型投資証券 (額面価額 0.01 米ドル)	<hr/>	<hr/>

当ファンドには、投資証券の募集および償還に係る制限も特定の資本規制もありません。これに関連する変動は、参加型投資証券の保有者に帰属する純資産変動計算書に示されています。注記 1 で概説された目的および注記 3 のリスク管理方針に従い、当ファンドは受け取った募集金額を適切な投資対象に投資するよう努める一方で、償還に見合う十分な流動性を維持します。このような流動性は、短期借入金または必要な場合は上場投資の売却により確保されます。

当ファンドは、IFRS 第 13 号を適用しており、上場金融資産および負債の評価インプットとして最終取引価格を使用しています。これは、当ファンドの 1 口当たりの取引価値の計算について当ファンドの募集要項で規定されているインプットに合致します。

参加型投資証券の保有者に帰属する純資産は、財政状態計算書において負債であり、参加型投資証券の保有者が当ファンドの投資証券の償還請求を行う権利行使した場合に年度末現在支払われるべき償還金額で計上されます。

(6) 投資明細（無監査）
2016年11月30日現在

	単価 (現地通貨)	2016年 保有数	公正価値 米ドル	2015年 公正価値 米ドル
上場株式				
英ポンド				
AI Noor Hospitals Group PLC	-	-	-	254,713
Gulf Marine Services PLC	0.49	291,792	178,837	259,870
NMC Health PLC	13.50	16,680	281,655	283,081
英ポンド合計				
(為替レート：0.7995)			460,492	797,664
エジプト・ポンド				
Eastern Tobacco	288.00	10,549	170,059	384,699
Egyptian Financial Group-Hermes Holding Co.	19.96	197,973	221,189	256,764
Ezz Steel	11.36	211,004	134,173	123,729
Ghabbour Auto	-	-	-	127,598
Juhayna Food Industries	5.81	684,011	222,452	249,998
Orascom Construction Ltd.	101.03	8,887	50,258	117,907
Six of October Development & Investment Co.	15.67	261,433	229,312	185,721
Suez Cement Co.SAE	12.35	52,991	36,632	149,268
Talaat Moustafa Group	8.56	288,158	138,071	256,026
エジプト・ポンド合計				
(為替レート：17.8650)			1,202,146	1,851,710
クウェート・ディナール				
Agility Public Warehousing Co. KSC	0.56	108,266	198,718	-
ALAFCO Aviation Lease and Finance Co. KSCP	0.22	151,420	108,193	122,731
Jazeera Airways Co. KSC	0.80	43,630	114,402	458,834
Kuwait Projects Co. Holding KSC	-	-	-	378,252
Mezzan Holding Co.	-	-	-	307,449
Mobile Telecommunications Co. KSC	0.40	105,000	137,660	-
National Bank of Kuwait SAKP	0.63	157,019	324,228	452,327
クウェート・ディナール合計				
(為替レート：0.3051)			883,201	1,719,593
モロッコ・ディルハム				
Residences Dar Saada	-	-	-	28,704
モロッコ・ディルハム合計				
(為替レート：10.0648)			-	28,704

	単価 (現地通貨)	保有数	2016年 公正価値 米ドル	2015年 公正価値 米ドル
上場株式(続き)				
オマーン・リアル				
Bank Muscat SAOG	0.42	260,741	285,818	375,117
Ooredoo	0.62	81,000	130,450	148,770
オマーン・リアル合計			<u>416,268</u>	<u>523,887</u>
(為替レート: 0.3850)				
カタール・リアル				
AI Meera Consumer Goods Co. QSC	158.00	2,645	114,776	-
Qatar Electricity & Water Co. QSC	213.00	3,272	191,408	-
Qatar National Bank SAQ	148.90	8,907	364,245	555,494
Qatar National Cement Co. QSC	82.00	8,249	185,773	263,348
カタール・リアル合計			<u>856,202</u>	<u>818,842</u>
(為替レート: 3.6411)				
アラブ首長国連邦ディルハム				
Abu Dhabi Commercial Bank PJSC	6.20	100,500	169,653	-
Agthia Group PJSC	6.15	55,000	92,096	-
Air Arabia PJSC	-	-	-	379,875
Aldar Properties PJSC	2.48	341,061	230,296	326,040
Amanat Holdings PJSC	0.90	1,210,000	296,504	113,928
Dana Gas PJSC	0.55	930,318	139,315	-
Emaar Properties PJSC	6.82	164,252	304,998	376,613
Emirates NBD PJSC	8.08	129,587	285,086	210,395
First Gulf Bank PJSC	-	-	-	383,699
National Central Cooling Co. PJSC	2.00	110,000	59,900	-
Union National Bank PJSC	4.50	117,000	143,351	-
アラブ首長国連邦ディルハム合計			<u>1,721,199</u>	<u>1,790,550</u>
(為替レート: 3.6728)				
米ドル				
Commercial International Bank				
Egypt SAE, Reg S, GDR	3.85	90,215	347,328	387,972
DP World Ltd.	15.53	11,691	181,561	-
Orascom Construction Ltd.	5.39	28,175	151,863	111,715
米ドル合計			<u>680,752</u>	<u>499,687</u>
(為替レート: 1.0000)				
上場株式合計			<u>6,220,260</u>	<u>8,030,637</u>

	単価 (現地通貨)	保有数	2016 年 公正価値 米ドル	2015 年 公正価値 米ドル
非上場株式				
クウェート・ディナール				
National Gulf Holding	0.09	28,163	8,499	-
非上場株式合計 (為替レート : 0.3051)			8,499	-

参加証書

米ドル

Credit Suisse Nassau, Al Tayyar Travel Group, Reg S, 7/31/17	9.36	17,350	162,355	-
Credit Suisse Nassau, Banque Saudi Fransi, 11/20/17	7.14	21,700	155,043	137,533
Credit Suisse Nassau, Jarir Marketing Co., Reg S, 9/17/18	-	-	-	359,853
Credit Suisse Nassau, National Industrialization Co., Reg S, 9/17/18	-	-	-	109,232
Credit Suisse Nassau, Samba Financial Group, Reg S, 8/28/17	6.16	11,000	67,743	-
Credit Suisse Nassau, Saudi Co. for Hardware LLC, Reg S, 6/19/18	20.33	10,100	205,315	-
Deutsche Bank AG/London, Al Rajhi Bank, 144A, 9/27/16	-	-	-	91,054
Deutsche Bank AG/London, Al Tayyar Travel Group, 144A, 3/20/17	-	-	-	113,529
Deutsche Bank AG/London, Samba Financial Group, 144A, 9/27/16	-	-	-	250,371
HSBC Bank PLC, Abdullah Al Othaim Markets Co., Reg S, 7/31/17	25.26	6,100	154,088	-
HSBC Bank PLC, Al Rajhi Bank, 8/22/16	-	-	-	52,222
HSBC Bank PLC, Banque Saudi Fransi, 1/22/18	7.14	22,503	160,781	485,433
HSBC Bank PLC, Fawaz Abdulaziz Alhokair & Co., 144A, 3/20/17	9.38	12,750	119,650	215,472
HSBC Bank PLC, Samba Financial Group, 144A, 6/29/17	6.16	9,365	57,674	198,087
HSBC Bank PLC, Saudi Co. for Hardware LLC, Reg S, 5/21/18	20.33	7,400	150,429	-

	単価 (現地通貨)	保有数	2016年	2015年		
			公正価値 米ドル	公正価値 米ドル		
参加証書(続き)						
米ドル(続き)						
HSBC Bank PLC, Saudi Telecom Co., 4/23/18	19.33	9,750	188,452	-		
HSBC Bank PLC, United International Transportation, 2/26/18	8.69	9,586	83,313	47,078		
Merrill Lynch International & Co. CV, Abdullah AL Othaim Markets, 2/14/17	25.26	4,749	119,961	-		
Merrill Lynch International & Co. CV, Al Rajhi Bank, 3/02/17	-	-	-	110,471		
Merrill Lynch International & Co. CV, Al Tayyar Travel Group, 5/24/18	9.36	10,316	96,533	335,644		
Merrill Lynch International & Co. CV, BUPA Arabia for Cooperative Insurance Co., 4/05/17	37.66	4,870	183,390	-		
Merrill Lynch International & Co. CV, Emirates NBD PJSC, 2/04/16	-	-	-	165,455		
Merrill Lynch International & Co. CV, Emirates NBD PJSC, Reg S, 1/10/17	2.20	3,756	8,263	-		
Merrill Lynch International & Co. CV, National Industrialization Co., 7/12/17	-	-	-	39,318		
Merrill Lynch International & Co. CV, Samba Financial Group, 144A, 3/02/17	6.16	10,609	65,335	147,876		
Morgan Stanley BV, Al Rajhi Bank, 7/25/16	-	-	-	70,969		
Morgan Stanley BV, Al Tayyar Travel Group, Reg S, 10/03/18	9.36	7,500	70,182	-		
Morgan Stanley BV, Bupa Arabia for Cooperative Insurance Co., Reg S, 10/03/18	37.66	2,700	101,674	-		
Morgan Stanley BV, Dar Al Arkan Real Estate Development Co., Reg S, 12/12/16	-	-	-	190,779		

	単価 (現地通貨)	保有数	2016年 公正価値 米ドル	2015年 公正価値 米ドル
参加証書(続き)				
米ドル(続き)				
Morgan Stanley BV, Fawaz Abdulaziz Alhokair & Co., Reg S, 9/28/17	9.38	40,775	382,644	223,759
Morgan Stanley BV, Samba Financial Group, Reg S, 9/08/17	6.16	28,000	172,436	21,032
Morgan Stanley BV, Saudi Telecom Co., Reg S, 6/25/18	19.33	4,900	94,709	-
Morgan Stanley BV, United International Transportation Co., 11/25/16	-	-	-	269,504
Morgan Stanley BV, United International Transportation Co., 10/23/17	8.69	15,891	138,111	-
米ドル合計 (為替レート: 1.0000)			2,938,081	3,634,671
参加証書合計			2,938,081	3,634,671
上場有価証券、非上場有価証券合計			9,166,840	11,665,308

国内マネー・マザーファンド

貸借対照表

(単位: 円)

平成 28 年 4 月 25 日現在 平成 29 年 4 月 25 日現在

資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,255,410	-
コール・ローン	52,463,632	495,535,686
地方債証券	453,952,577	-
未収利息	559,798	-
前払費用	515,341	-
流動資産合計	514,746,758	495,535,686
資産合計	514,746,758	495,535,686
負債の部		
流動負債		
未払利息	114	950
その他未払費用	418	-
流動負債合計	532	950
負債合計	532	950
純資産の部		
元本等		
元本	509,119,769	490,196,332
剰余金		

剰余金又は欠損金()	5,626,457	5,338,404
元本等合計	514,746,226	495,534,736
純資産合計	514,746,226	495,534,736
負債純資産合計	514,746,758	495,535,686

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成 28 年 4 月 26 日 至 平成 29 年 4 月 25 日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成 28 年 4 月 25 日現在	平成 29 年 4 月 25 日現在
1. 計算日における受益権の総数 509,119,769 口	1. 計算日における受益権の総数 490,196,332 口
2. 計算日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) 1.0111 円 (10,111 円)	2. 計算日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) 1.0109 円 (10,109 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成 27 年 4 月 28 日 至 平成 28 年 4 月 25 日	自 平成 28 年 4 月 26 日 至 平成 29 年 4 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券、地方債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、地方債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析して	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の

	あります。	一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 4 月 25 日現在	平成 29 年 4 月 25 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 地方債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成 27 年 4 月 28 日 至 平成 28 年 4 月 25 日	自 平成 28 年 4 月 26 日 至 平成 29 年 4 月 25 日
	該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	平成 28 年 4 月 25 日現在	平成 29 年 4 月 25 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	509,134,605 円	509,119,769 円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	14,836 円	18,923,437 円
同期末における元本の内訳		
中東・北アフリカ株式ファンド	15,855,952 円	10,910,842 円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース	1,781,537 円	1,781,537 円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース	227,606 円	227,606 円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース	693,180 円	693,180 円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース	792,515 円	792,515 円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース	3,960,411 円	3,960,411 円
アジア・ウェイブ マネーブールファンド	968,798 円	968,798 円
アジア・ウェイブ アジア中小型株成長力ファンド	13,978,327 円	- 円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコース	4,951,966 円	4,951,966 円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジありコース	4,951,966 円	4,951,966 円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）年 2 回決算・為替ヘッジなしコース	990,394 円	990,394 円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）年 2 回決算・為替ヘッジありコース	990,394 円	990,394 円
新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）	7,922,948 円	7,922,948 円
グローバル・アロケーション・オープン A コー	69,246,703 円	69,246,703 円

ス(年1回決算・為替ヘッジなし)		
グローバル・アロケーション・オープンB コース(年4回決算・為替ヘッジなし)	366,963,518 円	366,963,518 円
グローバル・アロケーション・オープンC コース(年1回決算・限定為替ヘッジ)	4,947,950 円	4,947,950 円
グローバル・アロケーション・オープンD コース(年4回決算・限定為替ヘッジ)	9,895,604 円	9,895,604 円
合計	509,119,769 円	490,196,332 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成28年4月25日現在	平成29年4月25日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
地方債証券	727,923	-
合計	727,923	-

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間(平成29年4月26日から平成29年10月25日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月8日

アセットマネジメント One 株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中東・北アフリカ株式ファンドの平成29年4月26日から平成29年10月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手續が実施される。中間監査手續は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手續に必要に応じて追加の監査手續が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手續を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中東・北アフリカ株式ファンドの平成29年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年4月26日から平成29年10月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメント One 株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【中東・北アフリカ株式ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

第 10 期中間計算期間末
平成 29 年 10 月 25 日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	30,806,320
投資証券	1,132,934,172
親投資信託受益証券	11,026,496
未収入金	7,639,475
流動資産合計	1,182,406,463
資産合計	1,182,406,463
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,784,059
未払受託者報酬	249,477
未払委託者報酬	6,299,247
未払利息	50
その他未払費用	53,573
流動負債合計	10,386,406
負債合計	10,386,406
純資産の部	
元本等	
元本	1,693,029,740
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	521,009,683
(分配準備積立金)	46,066,243
元本等合計	1,172,020,057
純資産合計	1,172,020,057
負債純資産合計	1,182,406,463

(2)【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第10期中間計算期間
自 平成29年4月26日
至 平成29年10月25日

営業収益	
受取利息	3
有価証券売買等損益	108,873,441
為替差損益	37,388,354
営業収益合計	146,261,798
営業費用	
支払利息	7,401
受託者報酬	249,477
委託者報酬	6,299,247
その他費用	384,521
営業費用合計	6,940,646
営業利益	139,321,152
経常利益	139,321,152
中間純利益	139,321,152
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	5,877,835
期首剩余金又は期首次損金()	707,871,504
剩余金増加額又は欠損金減少額	55,759,785
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	55,759,785
剩余金減少額又は欠損金増加額	2,341,281
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	2,341,281
分配金	-
中間剩余金又は中間欠損金()	521,009,683

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 10 期中間計算期間 自 平成 29 年 4 月 26 日 至 平成 29 年 10 月 25 日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 . デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3 . その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第 60 条及び第 61 条によっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第 10 期中間計算期間末 平成 29 年 10 月 25 日現在	
1 . 中間計算期間末における受益権の総数	1,693,029,740 口
2 . 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 521,009,683 円	
3 . 中間計算期間末における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.6923 円 (6,923 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第 10 期中間計算期間末 平成 29 年 10 月 25 日現在
1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	第 10 期中間計算期間末 平成 29 年 10 月 25 日現在
期首元本額	1,830,007,546 円
期中追加設定元本額	6,919,612 円
期中一部解約元本額	143,897,418 円

2 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド」投資証券及び「国内マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて「フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド」の投資証券であり、「親投資信託受益証券」は、すべて「国内マネー・マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド」の状況

「フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド」は、ケイマン諸島で設立された米ドル建外国投資法人であります。同ファンドの平成 29 年 5 月 31 日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されておりますが、独立監査人の監査を受けておりません。

同ファンドの財政状態計算書、包括利益計算書、参加型投資証券の保有者に帰属する純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、財務書類に対する注記及び投資明細は、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社から入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものです。

(1) 財政状態計算書(無監査)

2017年5月31日現在

	注記	2017年5月31日現在 米ドル	2016年11月30日現在 米ドル
資産			
流動資産			
純損益を通じて公正価値で測定する			
金融資産	4 (a)	9,852,161	9,166,840
プローカーに対する債権		359,163	182,063
未収配当金		5,958	3,000
その他の債権	5 (d)	30,889	40,209
銀行預金	6	92,268	250,618
資産合計		<u>10,340,439</u>	<u>9,642,730</u>
資本			
投資証券資本	8	100	100
資本合計		<u>100</u>	<u>100</u>
負債			
流動負債			
当座借越	6	76,427	5,979
プローカーに対する債務		46,630	-
未払費用	9	56,455	41,974
負債合計(参加型投資証券の保有者に帰属する純資産を除きます。)		<u>179,512</u>	<u>47,953</u>
参加型投資証券の保有者に帰属する純資産	10	<u>10,160,827</u>	<u>9,594,677</u>

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(2) 包括利益計算書(無監査)
2017年5月31日に終了する半年間

	注記	2017年5月31日に 終了する半年間 米ドル	2016年5月31日に 終了する半年間 米ドル
収益			
受取配当金		204,788	328,053
受取利息		270	244
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産に係る公正価値の純変動額 4 (b)		1,220,008	(752,177)
為替差損純額		(7,871)	(13,356)
純利益 / (損失)		1,417,195	(437,236)
費用			
運用報酬	5 (a)	47,502	52,174
管理事務代行会社報酬	5 (b)	7,500	8,238
保管銀行報酬		10,600	12,095
名義書換代行会社報酬	5 (c)	2,501	2,749
監査報酬		14,027	13,165
委託手数料		26,856	32,066
弁護士および専門家報酬		15,520	8,062
その他の営業費用		741	382
費用払戻	5 (d)	(30,889)	(22,350)
営業費用合計		94,358	106,581
税引前利益 / (損失)		1,322,837	(543,817)
源泉税		(3,492)	(14,410)
参加型投資証券の保有者に帰属す る純資産の営業活動による増加 / (減少)		1,319,345	(558,227)

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(3) 参加型投資証券の保有者に帰属する純資産変動計算書(無監査)

2017年5月31日に終了する半年間

	2017年5月31日に 終了する半年間		2016年5月31日に 終了する半年間	
	参加型投資 証券口数	米ドル	参加型投資 証券口数	米ドル
参加型投資証券の保有者 に帰属する純資産期首残 高	173,300	9,594,677	207,800	12,535,093
参加型投資証券の償還	(12,500)	(753,195)	(25,500)	(1,490,700)
参加型投資証券の保有者 に帰属する純資産の営業 活動による増加 / (減 少)	-	1,319,345	-	(558,227)
参加型投資証券の保有者 に帰属する純資産期末残 高	160,800	10,160,827	182,300	10,486,166

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(4) キャッシュ・フロー計算書(無監査)
2017年5月31日に終了する半年間

	注記	2017年5月31日に 終了する半年間 米ドル	2016年5月31日に 終了する半年間 米ドル
営業活動によるキャッシュ・フロー			
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の購入		(5,131,100)	(5,262,352)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却		5,535,317	6,895,966
受取配当金		201,830	298,771
受取利息		270	244
運用報酬支払額		(46,709)	(53,976)
管理事務代行会社報酬支払額		(7,375)	(8,523)
名義書換代行会社および保管銀行報酬支払額		(13,565)	(14,741)
監査報酬支払額		-	(7,899)
委託手数料支払額		(26,856)	(32,066)
弁護士および専門家報酬支払額		(15,520)	(8,062)
その他の営業費用支払額		(741)	(382)
費用払戻の受取額		40,209	49,508
源泉税の支払額		(3,492)	(14,410)
営業活動によるキャッシュ・フロー純額		532,268	1,842,078
財務活動によるキャッシュ・フロー			
参加型投資証券の償還		(753,195)	(1,611,340)
財務活動で使用したキャッシュ・フロー純額		(753,195)	(1,611,340)
現金および現金同等物の純(減少)/増加額		(220,927)	230,738
現金および現金同等物期首残高		244,639	994,387
現金および現金同等物の為替差損		(7,871)	(13,356)
現金および現金同等物期末残高	6	15,841	1,211,769
現金および現金同等物の分析:			
銀行預金		92,268	1,211,769
当座借越		(76,427)	-
	6	15,841	1,211,769

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(5) 財務書類に対する注記（無監査）
2017年5月31日に終了する半年間

本注記は、添付の財務書類と不可分の一部であり、財務書類と併せて読まれるべきです。

1 一般的事項

フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド・リミテッド（以下「当ファンド」といいます。）は、ケイマン諸島で設立され、籍を置いています。当ファンドの登記上の事務所の住所は、ケイマン諸島、P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104 です。当ファンドは、2008年3月12日に設立され、2008年4月14日に営業を開始しました。

当ファンドは、投資証券の保有者のために、主として中東および北アフリカ（以下「MENA」といいます。）地域の上場有価証券に投資することで、長期的な資本の増価を達成することを目標としています。

当ファンドの投資活動は、カリフォルニア州サン・マテオに拠点を置く法人であるフランクリン・アドバイザーズ・インク（以下「投資顧問会社」といいます。）により管理されています。投資顧問会社は、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ（エム・イー）リミテッド（以下「副投資顧問会社」といいます。）を、投資顧問会社に対し副投資顧問業務を提供するよう任命しています。フランクリン・テンプルトン・サービス・エルエルシー（以下「管理事務代行会社」といいます。）およびテンプルトン・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「名義書換代行会社」といいます。）は、投資顧問会社の関連会社であり、当ファンドに対してそれぞれ管理事務代行業務および名義書換代行業務を提供するよう任命されています。

本財務書類は、2017年7月25日に公表を許可されました。

2 重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に際して適用された主要な会計方針は以下のとおりです。これらの方針は、別途記載がない限り、表示されたすべての期間において首尾一貫して適用されています。

2.1 作成の基礎

本財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠して作成されています。本財務書類は取得原価主義に基づき作成されていますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の再評価によって修正されます。

IFRSに準拠した財務書類の作成には、一定の会計上の見積りの使用が要求されています。IFRSはまた、当ファンドの会計方針を適用する過程で取締役会に判断を行うことを要求しています。

(a) 2016年12月1日発効の基準および既存の基準の修正

当ファンドに重要な影響を及ぼすと見込まれる、2016年12月1日に開始する会計年度に発効する基準、解釈指針、および既存の基準の修正はありません。

(b) 2016年12月1日以降に発効された早期適用されていない新基準、修正および解釈指針

IFRS第9号「金融商品」は、2018年1月1日以後開始する年度から発効し、金融資産および金融負債の分類、測定および認識を取り扱っています。IFRS第9号の完全版は、金融商品の分類および測定に関するIAS第39号のガイダンスを置き換えるものです。IFRS第9号は、混合測定モデルを維持しながらも簡易化し、金融資産について、償却原価、その他の包括利益を通じた公正価値および純損益を通じた公正価値という3つの主要な測定区分を定めています。

分類の基準は、企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性によって決まります。資本性金融商品に対する投資は、純損益を通じて公正価値で測定するよう求められていますが、当初認識時の取消不能な選択によって公正価値の変動をリサイクルしない他の包括利益に表示することができます。今回のIFRS第9号では、IAS第39号の発生損失減損モデルに代えて、新たに予想信用損失モデルが採用されました。

金融負債の分類および測定は変更されません（純損益を通じた公正価値での測定を選択していた負債については、自己の信用リスクの変動をその他の包括利益に認識するとされたことを除きます。）。IFRS第9号は、ヘッジの有効性に関するブライトラインテストを置き換えることによって、ヘッジの有効性に対する要件を緩和しました。同基準では、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係があること、および企業がリスク管理目的のために実際に使用するのと同じ「ヘッジ比率」であることを求めています。同時的な文書化はなおも求められていますが、IAS第39号に基づき現在作成されているものとは異なります。この新基準は、当ファンドの財政状態又は業績に重要な影響を及ぼさないと見込まれています。

当ファンドに重要な影響を及ぼすと見込まれる、未発効の基準、解釈指針、および既存の基準の修正は、他にありません。

2.2 外貨換算

(a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドの投資家は日本に所在していますが、参加型投資証券の募集および償還は米国ドル（以下「米ドル」といいます。）建です。当ファンドの主要な活動は、主に米ドルに連動する外貨で取引されているMENA地域の有価証券に投資することです。取締役会は、米ドルが基礎となる取引、事象および状況の経済的影響を最も忠実に表す通貨であると考えています。本財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドルで表示されています。

(b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算されます。外貨建資産・負債は、報告日現在の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されます。

換算から生じた為替差損益は、包括利益計算書に含められます。

現金および現金同等物に関連する為替差損益は、包括利益計算書の「為替差益／（差損）純額」に表示されます。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関連する為替差損益は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の純変動額」に表示されます。

2.3 金融資産

2.3.1 分類

金融資産は、以下の区分、すなわち、純損益を通じて公正価値で測定するもの、ならびに貸付金および債権に分類されます。当該分類は、金融資産の取得目的によります。経営者は、当初認識時に金融資産の分類を決定します。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、売買目的保有の金融資産です。これらの純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、主に、短期間に売却もしくは買戻しを行う目的で取得されたもの、または、まとめて管理されかつ最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融投資ポートフォリオの一部であるものです。

(b) 貸付金および債権

貸付金および債権は、支払額が固定または決定可能であり、活発な市場で値付けされない、デリバティブ以外の金融資産です。それらは、期日が財政状態計算書日後12ヶ月超のものを除き、流動資産に含まれます。非流動資産に分類されているものも存在します。当ファンドの貸付金および債権は、財政状態計算書における「銀行預金」、「プロパーに対する債権」、「未収配当金」ならびに「その他の債権」で構成されています。

2.3.2 認識、認識の中止および測定

通常の投資の購入および売却は、当ファンドが投資を購入または売却することを確約した日である取引日に認識されます。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初、公正価値で認識されます。取引費用は、発生時に包括利益計算書に費用計上されます。

金融資産は、投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または当ファンドが所有に係るリスクおよび経済価値を実質的にすべて移転している場合に、認識の中止が行われます。

当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産はすべて、公正価値で測定されます。貸付金および債権は、実効金利法を用いて償却原価で計上されます。

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」の公正価値の変動から生じた利益および損失は、発生した期間の包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の純変動額」に表示されます。

2.3.3 公正価値の見積り

公正価値とは、測定日に市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却して受け取る、または負債を譲渡して支払う価格です。活発な市場で取引される金融資産（公的に取引されるデリバティブおよび売買有価証券等）の公正価値は、報告日の取引終了時点の市場相場価格に基づいています。当ファンドは、最終取引価格が呼値スプレッドの範囲内にある場合には、公正価値評価のインプットについて金融資産の最終取引市場価格を使用しています。最終取引価格が呼値スプレッドの範囲内にない状況においては、経営者が公正価値を最もよく表す呼値スプレッドの範囲内における価格を算定します。

報告日の取引が終了した後に公正価値の重要な変動が発生した場合には、評価技法を適用して公正価値を算定します。重要な事象とは、証券に関する最終市場価格、市場の終了または外国為替相場の終了より後であるが当ファンドの評価時よりも前に発生する事象で、当該事象によって影響を受ける証券、商品、為替または有価証券の終値の信頼性に重要な影響を及ぼすものであり、結果として終値を「容易に入手可能な市場相場」とみなすことができなくなる事象です。

また、当ファンドは、原資産となる上場株式の公正価値を参照して評価される参加証書も多数保有しています。取締役は、原資産となる上場株式の公正価値が、公正価値の最善の見積りを反映しており、また、参加証書の市場相場価格は価格のチェックに用いられると考えています。

活発な市場で売買されていない金融資産の公正価値は、評価技法を用いて算定されます。当ファンドは様々な方法を用いており、各報告日における市場の状況に基づいた仮定をしています。用いられている評価技法は、比較可能な最近の通常の取引価格の使用、実質的に同等の他の商品の参照、割引キャッシュ・フロー分析、また市場のインプットを最大限に利用し、企業固有のインプットにできるだけ依存しない市場参加者によって一般に用いられているその他の評価技法を含みます。

2.4 金融商品の相殺

認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利があり、かつ、純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある場合には、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を財政状態計算書に報告します。

2.5 ブローカーに対する債権および債務

ブローカーに対する債権および債務の金額は、それぞれ契約済であるが報告日時点で決済も受渡もされていない売却有価証券に関する債権および購入有価証券に関する債務を表しています。

これらの金額は、当初、公正価値で認識され、事後に、実効金利法を用いて償却原価（ブローカーに対する債権金額は減損引当金控除後）で測定されます。これらは、性質上短期であり、その帳簿価額は公正価値に近似しています。ブローカーに対する債権金額の減損引当金は、当ファンドが関連するブローカーから債権を全額回収できない客観的証拠がある場合に設定されます。ブローカーの重大な財政的困難、ブローカーが破産または財政的再編成に陥る可能性および支払の不履行は、ブローカーに対する債権金額が減損している兆候とみなされます。

2.6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、手元現金、銀行に保有する通知預金、当初の満期が3ヶ月以内の流動性の高いその他の短期投資および当座借越を含みます。

2.7 その他の債権

その他の債権は、当初、公正価値で計上され、事後に、実効金利法を用いて償却原価で計上されます。これらは、性質上短期であり、その帳簿価額は公正価値に近似しています。

2.8 未払費用

未払費用は、当初、公正価値で認識され、事後に、実効金利法を用いて償却原価で表示されます。これらは、性質上短期であり、その帳簿価額は公正価値に近似しています。

2.9 当ファンドの参加型投資証券

参加型投資証券は、当ファンドの総会または当ファンドの事業に影響を及ぼす事項に対する議決権を有していません。期末時点での参加型投資証券の保有者は、分配金および償還日における当ファンドの投資証券1口当たり純資産額に基づく比例持分の支払を受け取る権利を有します。清算時には、参加型投資証券の保有者は、参加型投資証券の額面価額の払戻順位が1番目であり、普通投資証券の払込済額面価額の払戻を条件としてその払戻後に、当ファンドの残余資産が参加型投資証券の保有口数に応じて分配されます。参加型投資証券は、最劣後クラスの投資証券ではありません。当該投資証券は、金融負債として分類されます。

参加型投資証券は、保有者が投資証券の償還請求を行った場合に報告日現在支払われるべき償還金額で計上されます。募集および償還を目的として当ファンドの純資産額を算定するため、投資ポジションは、関連する取引日の営業終了時点の最終取引市場価格に基づき評価されます。

2.10 普通投資証券

普通投資証券は、当ファンドの全議決権を有しますが、当ファンドの利益または資産に参加せず、かつ、償還可能ではありません。当ファンドの清算時には、普通投資証券の保有者は、参加型投資証券の額面価額が支払われた後に普通投資証券の額面価額を受け取る権利のみを有します。当該投資証券は、資本として分類されます。

2.11 受取利息および受取配当金

受取利息は、実効金利法を用いて時間比例基準で包括利益計算書に認識されます。受取配当金は、支払を受ける権利が確定した時点で認識されます。

2.12 取引費用

取引費用は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の取得のために発生した費用です。取引費用には、代理業者、投資顧問業者、ブローカーおよびディーラーに支払われる報酬および手数料が含まれます。取引費用は、発生時に費用として包括利益計算書に認識されます。

2.13 参加型投資証券の保有者に対する未払分配金

参加型投資証券の保有者に対して提示された分配金は、取締役会によって適切に承認された時点で包括利益計算書に認識されます。

参加型投資証券に係る分配金は、金融費用として包括利益計算書に認識されます。

2.14 参加型投資証券の保有者に帰属する純資産の営業活動による増加／減少

分配されない収益は、参加型投資証券の保有者に帰属する純資産に含まれます。参加型投資証券の保有者に帰属する純資産の変動は、金融費用として包括利益計算書に認識されます。

2.15 税金

当ファンドはケイマン諸島に籍を置いています。ケイマン諸島の現行法の下では、当ファンドは、収益、不動産、法人、キャピタル・ゲインまたはその他に係る税金について支払義務はありません。

当ファンドは、投資収益およびキャピタル・ゲインに対して一部の国が課す源泉税を負担する可能性があります。それらの収益または利益は、包括利益計算書に源泉税込みの総額で計上されます。源泉税は、包括利益計算書において個別項目として表示されます。

2.16 費用

費用は、発生主義で会計処理が行われます。

3 金融リスク管理

当ファンドは投資取引に従事しており、その活動により様々な金融リスク、すなわち市場リスク（市場価格リスク、外国為替リスクおよび金利リスクを含みます。）信用リスクおよび取引相手方リスク、ならびに流動性リスクにさらされています。

また、当ファンドは、カストディ・リスク等のオペレーションル・リスクにさらされています。カストディ・リスクとは、証券保管機関の支払不能または過失によって生じる、保護預り有価証券の損失リスクです。証券保管機関が倒産した場合には、保護預り有価証券の価値の損失のリスクを取り除く適切な法的枠組みは整っていますが、当ファンドの有価証券譲渡能力は一時的に低下する可能性があります。

すべての有価証券投資は、資本の損失リスクを示しています。買い持ちは資本性証券に係る資本の最大損失は、それらの持ち高の公正価値に限定されています。

当ファンドの金融リスク管理方針の実施に関する全責任は投資顧問会社にあります。投資顧問会社は特に金融市场が予測不可能であることに焦点を当て、当ファンドの財務業績に対する潜在的な悪影響を最小限にするよう努めています。報告日現在のこれらのリスク・エクスポートージャーおよび採用されているリスク管理方針についての情報は、注記3.1から3.5に開示されています。

3.1 市場リスク

(a) 市場価格リスク

市場価格リスクは、経済環境、消費動向および投資家の期待等の変化といった、投資の価値に重要な影響を及ぼす可能性のある要因を含んでいます。当ファンドの投資は、実質的に市場価格の変動に左右されます。当ファンドの投資は、ファンダメンタルズおよび評価額の変動について判断するために投資顧問会社によって定期的に監視されます。投資顧問会社は、投資の選定にあたり合理的な努力を行っていますが、投資顧問会社の合理的な統制を超える事象は、基礎となる投資の価格ひいては当ファンドの純資産額に影響を及ぼすこともあります。

MSCI アラビア市場指数（サウジアラビア 10% キャップ）（以下「当指数」といいます。）は、当ファンドのベンチマークとして定められており、ガイダンスおよび運用成績の比較目的のみに使用されています。投資顧問会社は、資産運用委託に関して定められた制限に従い有価証券を厳選することによって株式の選択を行っており、市場指数を参考して市場リスクの管理を行っていません。しかし、市場指数は通常、当ファンドが投資する市場を表すものであるため、当ファンドの純資産額の変動と当指数の変動には相関関係があります。

当ファンドは、当ファンドがさらされている種々のタイプのリスクを測定および管理するために、様々な方法を用いています。これらの方法を以下に説明します。

バリュー・アット・リスク（以下「VaR」といいます。）

市場リスク・エクスポートージャーを監視するために用いられている主要な手段の1つである VaR は、異なる市場と相場（例えば金利と外国為替レート）の相関関係を考慮に入れて、過去の価格の傾向およびボラティリティの統計的分析に基づきポートフォリオの損失の可能性を見積ります。当ファンドは、信頼水準 99%、保有期間 3 ヶ月により、当ファンドのポートフォリオ、現金および未決済の売買持ち高を考慮に入れて、純資産額（NAV）に対する比率として VaR を追跡しています。使用される VaR モデルは、過去1年間の時系列です。

投資顧問会社は、VaR がリスクに対する有益な指針であるものの、限界があることを認識しています。将来の事象の見積りの代用として過去のデータを使用することで、すべての潜在的な事象が、特に将来における極端な事象が網羅されないことがあります。さらに、保有期間 3 ヶ月の使用は、すべての持ち高を3ヶ月以内に清算することが可能であるとの仮定に立っています。これは、流動性の大幅な不足時に生じる市場リスクを十分に反映していない場合があり、保有期間 3 ヶ月は、持ち高を完全に清算するのに不十分であることがあります。

VaR を使用して、信頼水準 99%、保有期間 3 ヶ月により算定された当ファンドの市場リスクは、以下のとおりです。

	2017 年 5 月 31 日現在	2016 年 11 月 30 日現在
VaR (%)	13.618%	17.168%
VaR (米ドル総額)	1,383,701 米ドル	1,647,214 米ドル

市場価格リスクにさらされている株式の公正価値は、以下のとおりです。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	公正価値	
	2017 年 5 月 31 日現在 米ドル	2016 年 11 月 30 日現在 米ドル
	9,852,161	9,166,840

当ファンドは、投資戦略の一環としてさまざまな有価証券を保有しています。それらの有価証券は、主たる事業活動に基づく市場エクスポートナーを有しています。期末時点で、当ファンドの全体的な市場エクスポートナーは、以下の通りでした。

投資	2017 年 5 月 31 日現在		2016 年 11 月 30 日現在	
	公正価値 米ドル	純資産比率 (%)	公正価値 米ドル	純資産比率 (%)
上場株式				
エジプト	1,602,106	15.77	1,499,216	15.63
クウェート	1,168,465	11.50	883,201	9.20
レバノン	99,540	0.98	-	-
オマーン	284,758	2.80	416,268	4.34
カタール	791,178	7.79	856,202	8.92
アラブ首長国連邦	2,865,044	28.20	2,565,373	26.74
上場株式合計	6,811,091	67.04	6,220,260	64.83
非上場株式				
クウェート	10,430	0.10	8,499	0.09
非上場株式合計	10,430	0.10	8,499	0.09
参加証書				
サウジアラビア	3,030,640	29.83	2,929,818	30.54
アラブ首長国連邦	-	-	8,263	0.08
参加証書合計	3,030,640	29.83	2,938,081	30.62
投資合計	9,852,161	96.97	9,166,840	95.54

2017 年 5 月 31 日および 2016 年 11 月 30 日現在、市場価値が当ファンドの純資産額の 10% を超える個別投資はありません。

下表は、配分割合が当ファンドの純資産額の 10% を超えて集中しているセクターの要約です。

セクター配分	2017 年 5 月 31 日現在		2016 年 11 月 30 日現在	
	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)
一般消費財	16.45		12.37	
金融	28.45		35.63	
工業	12.79		11.32	
不動産	13.04		9.42	

(b) 外国為替リスク

当ファンドは、国際的に営業を行い、機能通貨である米ドル以外の通貨建の貨幣性および非貨幣性資産の双方を保有しています。外国為替リスクとは、IFRS第7号に定義されているとおり、外国為替レートの変動によりその他の通貨建の将来の取引、認識された貨幣性資産および貨幣性負債の価値が変動することにより生じます。IFRS第7号は、非貨幣性資産および負債に関連する外国為替エクスポートヤーを市場価格リスクの構成要素とみなしています。

投資顧問会社は、外国為替レートの将来の動向および当ファンドに対するその潜在的な影響に関する見解を策定したときは、ポートフォリオの配分決定においてそれらを考慮に入っています。

下表は、期末時点における、機能通貨である米ドルまたは為替レートの大幅な変動にさらされない米ドルに連動する通貨以外の通貨建の当ファンドの貨幣性エクスポートヤーの要約です。

	2017年5月31日現在 米ドル	2016年11月30日現在 米ドル
資産		
英ポンド	4,276	20,675
エジプト・ポンド	29,394	(5,979)
クウェート・ディナール	21,816	78,849
チュニジア・ディナール	7	8
モロッコ・ディルハム	113	3,092
	<hr/> 55,606	<hr/> 96,645

報告日現在の外国為替リスクのエクスポートヤーに関する情報は、注記3.1(a)のVaRの項に開示されています。

(c) 金利リスク

当ファンドは、現金および現金同等物以外、利付有価証券は保有していません。しかし、現金および現金同等物は性質上短期であるため、金利リスクに対するエクスポートヤーは最小であると考えられます。

3.2 信用リスクおよび取引相手方リスク

これは、発行体または取引相手方が当ファンドと締結したコミットメントまたは債務を支払うことができなくなるかまたは支払おうとしないリスクに関するものです。当ファンドは、銀行およびブローカーに保有する残高に係る信用リスクにさらされています。報告日までに発生している損失がある場合は、減損引当金が設定されます。

上場有価証券取引はすべて、承認されたブローカーを使って証券の引渡しと資金の決済を同時に実行する方式で決済されます。当ファンドの保管受託銀行が支払を受領した場合にのみ売却有価証券の受渡しを行うことから、債務不履行のリスクは最小であると考えられます。購入時の支払は、当ファンドの保管受託銀行が有価証券を受領した場合に行います。当事者の一方が債務を履行できなくなった場合、売買はフェイル(fail)することとなります。

当ファンドは、公表された直近の純資産額の10%を超えて単一の有価証券に投資しないことによって有価証券の信用損失に対するエクスポートヤーを制限しています。当ファンドは、投資顧問会社の内部における取引相手方の信用度のレビュー手続に従って認められた取引相手方として承認されたブローカーのみを通じて有価証券を売買します。投資、ブローカーに対する債権金額、現金および短期預金は、主にムーディーズの信用格付がA3(2016年11月30日現在:A3)かそれ以上の相手方によって保管されています。格付対象外のブローカーは、取引相手方として承認される前は資本状態などの他の要因を使用して評価されます。

当ファンドは参加証書に投資しており、そのことで当ファンドがサウジアラビアおよびアラブ首長国連邦市場に参入することが可能となります。当ファンドは、参加証書の発行体の信用リスクにさらされています。当ファンドは、ムーディーズの信用格付がBaa1(2016年11月30日現在:Baa1)かそれ以上の発行体の参加証書を取引することにより、信用リスクに対するエクスポートヤーを限定しています。

当ファンドの金融資産は、期日が経過しておらず、減損もしていません。報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポートヤーは、当該金融資産の帳簿価額です。

3.3 流動性リスク

当ファンドは日々、現金による投資証券の償還を行っています。そのため、当ファンドは、活発な市場で取引されかつ容易に処分可能な有価証券に投資しています。投資顧問会社は日次で当ファンドの流動性ポジションを監視しています。

参加型投資証券は保有者の選択により償還可能です。しかしながら、当ファンドは、投資証券の償還口数を発行済投資証券総額の10%までに制限する権利を保持しています。2017年5月31日および2016年11月30日現在、当ファンドの参加型投資証券はすべて、単一の投資家によって保有されていました。

下表は、当ファンドの金融負債を、報告日現在における契約上の支払期日までの残存期間に基づき関連する支払期日ごとに分類して分析したものです。表中の金額は、契約上の割引前キャッシュ・フローです。12ヶ月以内の支払期日の残高は、割引の影響が重要でないため、帳簿残高と等しいです。

	1ヶ月未満 米ドル	1 - 12ヶ月 米ドル	合計 米ドル
2017年5月31日現在			
資産			
純損益を通じて公正価値で測定する金融			
資産	9,841,731	10,430	9,852,161
プローカーに対する債権	359,163	-	359,163
未収配当金	5,958	-	5,958
その他の債権	-	30,889	30,889
銀行預金	92,268	-	92,268
資産合計	10,299,120	41,319	10,340,439
負債			
当座借越	76,427	-	76,427
プローカーに対する債務	46,630	-	46,630
未払費用	-	56,455	56,455
参加型投資証券の保有者に帰属する純資産	10,160,827	-	10,160,827
負債合計	10,283,884	56,455	10,340,339
2016年11月30日現在			
資産			
純損益を通じて公正価値で測定する金融			
資産	9,158,341	8,499	9,166,840
プローカーに対する債権	182,063	-	182,063
未収配当金	3,000	-	3,000
その他の債権	-	40,209	40,209
銀行預金	250,618	-	250,618
資産合計	9,594,022	48,708	9,642,730
負債			
当座借越	5,979	-	5,979
未払費用	-	41,974	41,974
参加型投資証券の保有者に帰属する純資産	9,594,677	-	9,594,677
負債合計	9,600,656	41,974	9,642,630

3.4 資本リスク管理

当ファンドの資本は、参加型投資証券の保有者に帰属する純資産です。参加型投資証券の保有者に帰属する純資産の金額は、当ファンドが投資証券の保有者の判断による購入申込および償還請求を日々受けるため、日次ベースで著しく変動する可能性があります。当ファンドの資本管理の目的は、投資証券の保有者にリターンおよびその他の証券の保有者に便益を供与するために、継続企業として存続する当ファンドの能力を保全すること、ならびに、当ファンドの投資活動の進展を支えるために、強固な資本基盤を維持することです。

資本構成を維持または調整するために、当ファンドは以下を実施する方針です。

- ・過剰売買に関しては、日々の購入申込および償還請求の水準を監視します。
- ・当ファンドの規約文書に従って、投資証券を償還します。これには、投資証券の償還口数を発行済投資証券総額の10%までに制限する能力、および、かかる償還の一部またはすべてを10営業日以下の期間、延期する能力が含まれます。

投資顧問会社は、参加型投資証券の保有者に帰属する純資産の価値に基づき、資本を監視しています。

3.5 公正価値の見積り

活発な市場で売買される金融資産および負債（公的に取引される売買有価証券等）の公正価値は、期末日の取引終了時点の市場相場価格に基づいています。当ファンドは、金融資産と金融負債の両方に対し、公正な評価インプットとして最終取引市場価格を使用しています。売買終了後から報告日の評価時点までに公正価値の重要な変動が発生した場合、評価技法を適用して公正価値を算定します。

相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、価格決定サービス機関または規制機関から容易にかつ定期的に入手することができ、また、それらの価格が独立当事者間ベースで実際かつ定期的に発生している市場取引に相当する場合は、金融商品は活発な市場において値付けされているとみなされます。

活発な市場で売買されていない金融資産および負債の公正価値は、評価技法を用いて算定されます。評価モデルは、非上場株式の評価に主に用いられています。これらのモデルのインプットの一部は、市場で観察可能ではなく、したがって仮定に基づいて見積られています。当ファンドが保有する参加証書は、原資産となる上場株式の公正価値を参考して評価されます。

IFRS第13号は、当ファンドに、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することを要求しています。公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがあります。

- ・同一の資産または負債についての活発な市場における（未調整の）相場価格（レベル1）
- ・レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接的に（すなわち価格として）または間接的に（すなわち価格から算出して）観察可能なインプット（レベル2）
- ・当該資産または負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち観察不能なインプット）（レベル3）

公正価値測定が全体的に分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体にとって重要である、最も低いレベルのインプットに基づき決定されます。この目的のため、インプットの重要性は、公正価値測定全体に対して評価されます。公正価値測定において、観察不能なインプットに基づく重要な調整を要する観察可能なインプットが使用される場合には、当該測定はレベル3の測定となります。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に特有の要因を考慮して判断することが要求されます。

何が「観察可能」であるかの決定には、当ファンドによる重要な判断が要求されます。当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に配信または更新される、信頼できかつ検証可能な、占有的でない市場データ、および、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしています。

下表は、IFRS 第 7 号で定義されている公正価値ヒエラルキーの 3 つの各レベルにおける、報告日現在の公正価値で測定された金融商品を示したものです。

	レベル 1 米ドル	レベル 2 米ドル	レベル 3 米ドル	合計 米ドル
2017 年 5 月 31 日現在				
資産				
売買目的保有の金融資産				
- 上場株式	6,811,091	-	-	6,811,091
- 非上場株式	-	-	10,430	10,430
- 参加証書	-	3,030,640	-	3,030,640
	6,811,091	3,030,640	10,430	9,852,161

	レベル 1 米ドル	レベル 2 米ドル	レベル 3 米ドル	合計 米ドル
2016 年 11 月 30 日現在				
資産				
売買目的保有の金融資産				
- 上場株式	6,220,260	-	-	6,220,260
- 非上場株式	-	-	8,499	8,499
- 参加証書	-	2,938,081	-	2,938,081
	6,220,260	2,938,081	8,499	9,166,840

価値が活発な市場における市場相場価格に基づいているため、レベル 1 に分類される投資には、活発な上場株式が含まれます。当ファンドは、これらの金融商品に関して相場価格の調整を行いません。

活発であるとみなされないが、観察可能なインプットによって裏付けられる市場相場価格、ディーラーの値付け、または代替的な価格決定の情報源に基づき評価される、市場で売買される金融商品は、レベル 2 に分類されます。これらの金融商品には、上場参加証書が含まれます。レベル 2 の投資は、活発な市場で売買されない持ち高を含み、および / または譲渡制限が課されることから、評価額は流動性および / または譲渡不能性を反映して調整される場合があり、当該調整は通常、入手可能な市場の情報に基づいています。

レベル 3 に分類される投資は、取引が稀であるため、重要な観察不能のインプットを有します。これらの証券については観察可能な価格は入手不可能であるため、公正価値を算出する評価技法を用います。2017 年 5 月 31 日現在、当ファンドにおいてレベル 3 に分類されている投資は 1 件ありました。(2016 年 11 月 30 日現在 : 1 件)

2017 年 5 月 31 日に終了した期間、レベル間での投資の振り替えはありませんでした。下表のとおり、2016 年 11 月 30 日終了年度において 1 件の投資の振り替えがありました。

	レベル 1 米ドル	レベル 2 米ドル	レベル 3 米ドル
レベル 2 とレベル 3 の間での振り替え :			
株式			
金融	-	(1,403)	1,403

レベル3に振り替えられた株式は、Kuwait Food Co. Americana SAKからスピンオフしたNational Gulf Holdingに関連するものです。権利落ち日であった2016年4月25日に、Kuwait Food Co. Americana SAK1株につき、National Gulf Holding 1.33株を受領しました。

下表は、市場インデックスの起り得る合理的な変更による評価額の変動と、参加型投資証券の保有者に帰属する純資産への影響を示しています。

銘柄	2017年5月31日 現在の公正価値 米ドル	評価技法 純資産	観察不能な インプット 流動性割引率	割引率の変動 + 5% / - 5%	評価額の変動 + / - 米ドル
National Gulf Holdings	10,430				- 579 / + 579
銘柄	2016年5月31日 現在の公正価値 米ドル	評価技法 純資産	観察不能な インプット 流動性割引率	割引率の変動 + 5% / - 5%	評価額の変動 + / - 米ドル
National Gulf Holdings	8,499				- 144 / + 144

下表は、2017年5月31日終了期間におけるレベル3に分類されている商品の変動を示しています。

	2017年5月31日現在 米ドル
期首残高	8,499
包括利益計算書に計上されている利益	1,931
期末残高	10,430
期末時点で保有しているレベル3に分類されている商品の未実現損益の変動、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の純変動額に含まれている分	1,931

下表は、2016年11月30日終了年度におけるレベル3に分類されている商品の変動を示しています。

	2016年 米ドル
期首残高	1,403
包括利益計算書に計上されている利益	7,096
期末残高	8,499
期末時点で保有しているレベル3に分類されている商品の未実現損益の変動、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の純変動額に含まれている分	7,096

財政状態計算書に含まれている資産および負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、償却原価で計上されており、これらの当該帳簿価額は報告日現在における公正価値の妥当な近似値となっています。

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

(a) 投資明細表 - 内訳

	2017年5月31日現在 米ドル	2016年11月30日現在 米ドル
上場有価証券		
- 上場株式	6,811,091	6,220,260
- 非上場株式	10,430	8,499
- 参加証書	3,030,640	2,938,081
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	<u>9,852,161</u>	<u>9,166,840</u>

当ファンドは、参加証書をサウジアラビアおよびアラブ首長国連邦市場への参入手段として用いています。これらの金融商品の価格は、現地市場で取引されている原資産となる株式の価値に近似しています。

(b) 投資明細表 - 当期損益

	2017年5月31日現在 米ドル	2016年5月31日現在 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公 正価値の純変動額：		
実現	72,198	(1,179,318)
未実現の変動	<u>1,147,810</u>	<u>427,141</u>
	<u>1,220,008</u>	<u>(752,177)</u>

5 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他方の当事者を支配する能力を有しているか、または他方の当事者の財務または営業の決定に重要な影響力を行使する場合に、関連があるとみなされます。本財務書類中に別途開示されたもの以外に、当期間中に以下の関連当事者との取引が行われました。

下表は、関連当事者との取引の詳細です。

	費用 / (費用払戻)		債務	
	2017年5月31日		2016年5月31日	
	現在 米ドル	日現在 米ドル	現在 米ドル	日現在 米ドル
(a)運用報酬	47,502	52,174	8,125	7,332
(b)管理事務代行会社報酬	7,500	8,238	1,283	1,158
(c)名義書換代行会社報酬	<u>2,501</u>	<u>2,749</u>	<u>412</u>	<u>370</u>
費用合計	<u>57,503</u>	<u>63,161</u>	<u>9,820</u>	<u>8,860</u>
(d)費用払戻	<u>(30,889)</u>	<u>(22,350)</u>	<u>(30,889)</u>	<u>(40,209)</u>

(a) 運用報酬

投資顧問会社は、当ファンドの純資産額の年率 0.95% の運用報酬を受け取る権利を有します。当該報酬は、各取引日の当ファンドの純資産額に基づき日々発生し、毎月後払いで支払われます。

(b) 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、当ファンドの純資産額の年率 0.15% の管理事務代行会社報酬を受け取る権利を有します。当該報酬は、各取引日の当ファンドの純資産額に基づき日々発生し、毎月後払いで支払われます。

(c) 名義書換代行会社報酬

名義書換代行会社は、当ファンドの純資産額の年率 0.05% の名義書換代行会社報酬を受け取る権利を有します。当該報酬は、各取引日の当ファンドの純資産額に基づき日々発生し、毎月後払いで支払われ、その上限金額は年間 100,000 米ドルとなっています。

(d) 費用払戻

当ファンドの営業費用を抑制するため、投資顧問会社は、費用合計（委託手数料および当座借越において発生した支払利息を除きます。）が日次純資産額の年率 1.35% を超えた場合には、当ファンドへ払い戻すことに同意しています。

(e) 投資顧問会社は、以下に記載のとおり当ファンドの投資証券を保有していました。

	2017 年 5 月 31 日現在 投資証券口数	2016 年 11 月 30 日現在 投資証券口数
フランクリン・アドバイザーズ・インク 普通投資証券（額面価額 1.00 米ドル）	100	100

6 現金および現金同等物

キャッシュ・フロー計算書目的上、現金および現金同等物は、当初満期が 3 ヶ月未満の銀行預金で構成されています。

	2017 年 5 月 31 日現在 米ドル	2016 年 11 月 30 日現在 米ドル
銀行預金	92,268	250,618
当座借越	(76,427)	(5,979)
	15,841	244,639

当座借越は期末日時点での市場の流動性不足によるものでした。当ファンドの保管銀行から当座貸越利息は請求されませんでした。

7 区分別金融商品

	貸付金 および債権 米ドル	純損益を通じて公正価 値で測定する資産 米ドル	合計 米ドル
2017年5月31日現在			
資産			
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産	-	9,852,161	9,852,161
プローカーに対する債権	359,163	-	359,163
未収配当金	5,958	-	5,958
その他の債権	30,889	-	30,889
銀行預金	92,268	-	92,268
資産合計	488,278	9,852,161	10,340,439

	その他の金融負債 米ドル
負債	
当座借越	
当座借越	76,427
プローカーに対する債務	46,630
未払費用	56,455
参加型投資証券の保有者 に帰属する純資産	10,160,827
負債合計	10,340,339

	貸付金 および債権 米ドル	純損益を通じて公正価 値で測定する資産 米ドル	合計 米ドル
2016年11月30日現在			
資産			
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産	-	9,166,840	9,166,840
プローカーに対する債権	182,063	-	182,063
未収配当金	3,000	-	3,000
その他の債権	40,209	-	40,209
銀行預金	250,618	-	250,618
資産合計	475,890	9,166,840	9,642,730

	その他の金融負債 米ドル
負債	
当座借越	
当座借越	5,979
未払費用	41,974
参加型投資証券の保有者 に帰属する純資産	9,594,677
負債合計	9,642,630

8 普通投資証券

	2017年5月31日現在		2016年11月30日現在	
	普通投資 証券口数	米ドル	普通投資 証券口数	米ドル
授権普通投資証券資本 普通投資証券 (額面価額1.00米ドル)	100	100	100	100
発行済普通投資証券資本 会計期首／期末現在	100	100	100	100

2017年5月31日および2016年11月30日現在、当ファンドの全額払込済・発行済普通投資証券（普通投資証券1口当たり額面価額1米ドル）は100口でした。

9 未払費用

	2017年5月31日現在 米ドル		2016年11月30日現在 米ドル	
運用報酬		8,125		7,332
管理事務代行会社報酬		1,283		1,158
保管銀行報酬		5,015		5,521
名義書換代行会社報酬		412		370
監査報酬		41,620		27,593
		56,455		41,974

10 参加型投資証券

	2017年5月31日現在 参加型投資 証券口数 米ドル		2016年11月30日現在 参加型投資 証券口数 米ドル	
授権普通投資証券資本 参加型投資証券 (額面価額0.01米ドル)	20,000,000	200,000	20,000,000	200,000

当ファンドには、投資証券の募集および償還に係る制限も特定の資本規制もありません。これに関連する変動は、参加型投資証券の保有者に帰属する純資産変動計算書に示されています。注記1で概説された目的および注記3のリスク管理方針に従い、当ファンドは受け取った募集金額を適切な投資対象に投資するよう努める一方で、償還に見合う十分な流動性を維持します。このような流動性は、短期借入金または必要な場合は上場投資の売却により確保されます。

当ファンドは、IFRS第13号を適用しており、上場金融資産および負債の評価インプットとして最終取引価格を使用しています。これは、当ファンドの1口当たりの取引価値の計算について当ファンドの募集要項で規定されているインプットに合致します。

参加型投資証券の保有者に帰属する純資産は、財政状態計算書において負債であり、参加型投資証券の保有者が当ファンドの投資証券の償還請求を行う権利行使した場合に年度末現在支払われるべき償還金額で計上されます。

11 後発事象

2017年7月1日、名義書換代行会社がテンプルトン・アセット・マネジメント・リミテッドからフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ（アジア）・リミテッドに変更し、当ファンドの管理事務代行および名義書換代行業務を提供します。

(6) 投資明細（無監査）
2017年5月31日現在

		2017年5月31日現在	2016年 11月30日現在
	単価 (現地通貨)	保有数	公正価値 米ドル
上場株式			
英ポンド			
Gulf Marine Services PLC	0.66	170,492	144,439
NMC Health PLC	22.72	14,070	411,895
英ポンド合計			
(為替レート：0.7761)			556,334
			460,492
エジプト・ポンド			
Eastern Tobacco	256.00	12,198	172,524
Egyptian Financial Group-Hermes Holding Co.	-	-	-
Ezz Steel	19.02	140,544	147,688
Juhayna Food Industries	8.70	545,797	262,344
Medinet Nasr Housing	21.45	127,000	150,505
MM Group for Industry & International Trade SAE	7.30	508,232	204,978
Orascom Construction Ltd.	117.10	6,887	44,556
Raya Contact Center SAE	16.28	109,505	98,464
Six of October Development & Investment Co.	15.21	363,249	305,250
Suez Cement Co.SAE	22.01	52,991	64,438
Talaat Moustafa Group	7.99	443,813	195,915
エジプト・ポンド合計			
(為替レート：18.1000)			1,646,662
			1,202,146
クウェート・ディナール			
Agility Public Warehousing Co. KSC	0.73	70,766	168,934
ALAFCO Aviation Lease and Finance Co. KSCP	0.31	237,420	238,436
Human Soft Holding Co. KSC	4.18	29,607	407,499
Jazeera Airways Co. KSC	-	-	-
Mobile Telecommunications Co. KSC	-	-	-
National Bank of Kuwait SAKP	0.68	157,922	353,596
クウェート・ディナール合計			
(為替レート：0.3037)			1,168,465
			883,201

	2017年5月31日現在			2016年 11月30日現在	
	単価 (現地通貨)	保有数	公正価値 米ドル	公正価値 米ドル	公正価値 米ドル
上場株式(続き)					
オマーン・リアル					
Bank Muscat SAOG	0.41	149,927	159,663	285,818	
Ooredoo	0.50	97,100	125,095	130,450	
オマーン・リアル合計 (為替レート: 0.3850)			284,758	416,268	
カタール・リアル					
AI Meera Consumer Goods Co. QSC	154.40	4,345	184,244	114,776	
Gulf Warehousing Co.	51.70	10,800	153,345	-	
Qatar Electricity & Water Co. QSC	209.90	5,293	305,119	191,408	
Qatar National Bank SAQ	-	-	-	364,245	
Qatar National Cement Co. QSC	70.00	7,723	148,470	185,773	
カタール・リアル合計 (為替レート: 3.6412)			791,178	856,202	
アラブ首長国連邦ディルハム					
Abu Dhabi Commercial Bank PJSC	-	-	-	169,653	
Agthia Group PJSC	5.69	88,000	136,325	92,096	
Aldar Properties PJSC	2.21	494,872	297,759	230,296	
Amanat Holdings PJSC	1.15	996,559	312,018	296,504	
Dana Gas PJSC	-	-	-	139,315	
Dubai Investments PJSC	2.08	174,500	98,818	-	
Emaar Properties PJSC	7.11	193,892	375,326	304,998	
Emirates NBD PJSC	8.10	113,387	250,050	285,086	
National Central Cooling Co. PJSC	1.88	241,308	123,585	59,900	
Union National Bank PJSC	4.71	154,000	197,479	143,351	
アラブ首長国連邦ディルハム合計 (為替レート: 3.6730)			1,791,360	1,721,199	
米ドル					
BLOM Bank SAL, GDR, Reg S	11.85	8,400	99,540	-	
Commercial International Bank					
Egypt SAE, Reg S, GDR	-	-	-	347,328	
DP World Ltd.	23.00	13,341	306,843	181,561	
Orascom Construction Ltd.	5.89	28,175	165,951	151,863	
米ドル合計 (為替レート: 1.0000)			572,334	680,752	
上場株式合計			6,811,091	6,220,260	

	2017年5月31日現在		2016年 11月30日現在	
	単価 (現地通貨)	保有数	公正価値 米ドル	公正価値 米ドル
非上場株式				
クウェート・ディナール				
National Gulf Holding	0.11	28,163	10,430	8,499
非上場株式合計 (為替レート: 0.3037)			10,430	8,499

参加証書

米ドル

Credit Suisse Nassau, Al Rajhi Bank, Reg S, 9/17/18	16.60	1,300	21,578	-
Credit Suisse Nassau, Al Tayyar Travel Group, Reg S, 7/31/17	7.87	16,350	128,608	162,355
Credit Suisse Nassau, Banque Saudi Fransi, 11/20/17	7.39	40,700	300,609	155,043
Credit Suisse Nassau, Samba Financial Group, Reg S, 8/28/17	5.83	21,500	125,262	67,743
Credit Suisse Nassau, Saudi Co. for Hardware LLC, Reg S, 6/19/18	27.26	8,650	235,835	205,315
HSBC Bank PLC, Abdullah Al Othaim Markets Co., Reg S, 7/31/17	27.86	3,050	84,985	154,088
HSBC Bank PLC, Al Rajhi Bank, 1/22/18	16.60	22,100	366,826	-
HSBC Bank PLC, Banque Saudi Fransi, 1/22/18	7.39	26,703	197,228	160,781
HSBC Bank PLC, Fawaz Abdulaziz Al Hokair & Co., 2/28/20	10.03	11,250	112,789	-
HSBC Bank PLC, Fawaz Abdulaziz Alhokair & Co., 144A, 3/20/17	-	-	-	119,650
HSBC Bank PLC, Samba Financial Group, 144A, 6/29/17	5.83	1,365	7,953	57,674
HSBC Bank PLC, Saudi Co. for Hardware LLC, Reg S, 5/21/18	27.26	2,100	57,255	150,429
HSBC Bank PLC, Saudi Telecom Co., 4/23/18	18.33	500	9,166	188,452
HSBC Bank PLC, United International Transportation, 2/26/18	-	-	-	83,313
Merrill Lynch International & Co., Abdullah Al Othaim Markets Co., 2/14/17	-	-	-	119,961

		2017年5月31日現在	2016年 11月30日現在
	単価 (現地通貨)	保有数	公正価値 米ドル
			公正価値 米ドル
参加証書(続き)			
米ドル(続き)			
Merrill Lynch International & Co., Abdullah Al Othaim Markets Co., 1/30/18	27.86	1,849	51,521
Merrill Lynch International & Co. CV, Al Tayyar Travel Group, 5/24/18	7.87	11,216	88,224
Merrill Lynch International & Co. CV, Banque Saudi Fransi, 2/12/20	7.39	5,600	41,361
Merrill Lynch International & Co. CV, Bupa Arabia for Cooperative Insurance Co., 4/05/17	-	-	183,390
Merrill Lynch International & Co. CV, Bupa Arabia for Cooperative Insurance Co., 144A, 3/22/18	30.60	3,920	119,941
Merrill Lynch International & Co. CV, Emirates NBD PJSC, Reg S, 1/10/17	-	-	8,263
Merrill Lynch International & Co. CV, Fawaz Abdulaziz Alhokair & Co., 2/23/17	10.03	6,300	63,162
Merrill Lynch International & Co. CV, Samba Financial Group, 144A, 3/02/17	-	-	65,335
Merrill Lynch International & Co. CV, Samba Financial Group, 2/12/20	5.83	10,609	61,809
Merrill Lynch International & Co. CV, Saudi Telecom Co., 2/12/20	18.33	1,000	18,332
Morgan Stanley BV, Al Tayyar Travel Group, Reg S, 10/03/18	7.87	8,800	69,220
Morgan Stanley BV, Bupa Arabia for Cooperative Insurance Co., Reg S, 10/03/18	30.60	2,400	73,433
Morgan Stanley BV, Fawaz Abdulaziz Alhokair & Co., Reg S, 9/28/17	10.03	30,275	303,529
Morgan Stanley BV, Middle East Healthcare Co., Reg S, 4/04/18	20.00	14,900	297,972
Morgan Stanley BV, Samba Financial Group, Reg S, 9/08/17	5.83	16,000	93,218
			172,436

	2017年5月31日現在		2016年 11月30日現在	
	単価 (現地通貨)	保有数	公正価値 米ドル	公正価値 米ドル
参加証書(続き)				
米ドル(続き)				
Morgan Stanley BV, Saudi Telecom Co., Reg S, 6/25/18	18,33	5,500	100,824	94,709
Morgan Stanley BV, United International Transportation Co., 10/23/17	-	-	-	138,111
米ドル合計 (為替レート: 1.0000)			3,030,640	2,938,081
参加証書合計			3,030,640	2,938,081
上場有価証券、非上場有価証券合計			9,852,161	9,166,840

国内マネー・マザーファンド

貸借対照表

(単位: 円)

平成29年10月25日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	487,368,015
流動資産合計	487,368,015
資産合計	487,368,015
負債の部	
流動負債	
未払利息	801
流動負債合計	801
負債合計	801
純資産の部	
元本等	
元本	482,273,384
剰余金	
剰余金又は欠損金()	5,093,830
元本等合計	487,367,214
純資産合計	487,367,214
負債純資産合計	487,368,015

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成 29 年 4 月 26 日 至 平成 29 年 10 月 25 日
有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成 29 年 10 月 25 日現在	
1. 計算日における受益権の総数	482,273,384 口
2. 計算日における 1 単位当たりの純資産の額	1.0106 円
1 口当たり純資産額	(10,106 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 10 月 25 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	
市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	平成 29 年 10 月 25 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	490,196,332 円
期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	7,922,948 円
同期末における元本の内訳	
中東・北アフリカ株式ファンド	10,910,842 円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース	1,781,537 円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース	227,606 円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース	693,180 円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース	792,515 円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース	3,960,411 円
アジア・ウェイブ マネーブールファンド	968,798 円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコース	4,951,966 円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジありコース	4,951,966 円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）年 2 回決算・為替ヘッジなしコース	990,394 円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）年 2 回決算・為替ヘッジありコース	990,394 円
グローバル・アロケーション・オープン A コース（年 1 回決算・為替ヘッジなし）	69,246,703 円
グローバル・アロケーション・オープン B コース（年 4 回決算・為替ヘッジなし）	366,963,518 円
グローバル・アロケーション・オープン C コース（年 1 回決算・限定為替ヘッジ）	4,947,950 円
グローバル・アロケーション・オープン D コース（年 4 回決算・限定為替ヘッジ）	9,895,604 円
合計	482,273,384 円

2 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

中東・北アフリカ株式ファンド

(平成 29 年 10 月 31 日現在)

資産総額	1,164,499,498円
負債総額	2,458,723円
純資産総額(-)	1,162,040,775円
発行済口数	1,683,307,544口
1 口当たり純資産額(/)	0.6903円
(1万口当たり純資産額)	(6,903円)

(参考) 国内マネー・マザーファンド

(平成 29 年 10 月 31 日現在)

資産総額	487,363,582円
負債総額	801円
純資産総額(-)	487,362,781円
発行済口数	482,273,384口
1 口当たり純資産額(/)	1.0106円
(1万口当たり純資産額)	(10,106円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額(平成29年10月31日現在)

資本金の額	20億円
会社が発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 会社の機構(平成29年10月31日現在)

(イ) 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

(ロ) 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成 29 年 10 月 31 日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	38	1,223,417,202,703
追加型株式投資信託	852	12,174,841,867,596
単位型公社債投資信託	56	293,054,001,411
単位型株式投資信託	131	894,157,810,122
合計	1,077	14,585,470,881,832

3 【委託会社等の経理状況】

1 . 委託会社であるアセットマネジメント One 株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

2 . 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3 . 委託会社は、第 32 期事業年度（自平成 28 年 4 月 1 日至平成 29 年 3 月 31 日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第 33 期中間会計期間（自平成 29 年 4 月 1 日至平成 29 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 6 月 7 日

アセットマネジメント One 株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメント One 株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 32 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメント One 株式会社の平成 29 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注 1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月24日

アセットマネジメント One 株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	湯原 尚 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	山野 浩 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメント One 株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメント One 株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

(1)【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	第 31 期 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	第 32 期 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	12,951,736	27,972,477
金銭の信託	13,094,914	12,366,219
有価証券	-	297,560
未収委託者報酬	4,460,404	10,164,041
未収運用受託報酬	1,859,778	7,250,239
未収投資助言報酬	277,603	316,414
未収収益	205,097	52,278
前払費用	44,951	533,411
繰延税金資産	341,078	678,104
その他	40,689	445,717
流動資産計	33,276,255	60,076,462
固定資産		
有形固定資産		
建物	658,607	1,900,343
1	29,219	1,243,812
車両運搬具	1	-
器具備品	549	184,683
建設仮勘定	1	656,235
444,155		295
無形固定資産	1,706,201	1,614,084
商標権	7	5
ソフトウエア	1,645,861	1,511,558
ソフトウエア仮勘定	53,036	98,483
電話加入権	7,148	3,934
電信電話専用施設利用権	146	103
投資その他の資産	6,497,772	10,055,336
投資有価証券	458,701	3,265,786
関係会社株式	3,229,196	3,306,296
長期差入保証金	2,040,945	1,800,827
前払年金費用	-	686,322
繰延税金資産	679,092	893,887
その他	89,835	102,215
固定資産計	8,862,580	13,569,764
資産合計	42,138,836	73,646,227

(単位：千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	966,681	1,169,128
未払金	2,055,332	4,745,195
未払収益分配金	-	1,027
未払償還金	49,873	57,332
未払手数料	1,744,274	4,062,695
その他未払金	261,185	624,140
未払費用	3,076,566	7,030,589
未払法人税等	1,223,957	1,915,556
未払消費税等	352,820	891,476
賞与引当金	728,769	1,432,264
役員賞与引当金	-	27,495
流動負債計	8,404,128	17,211,706
固定負債		
退職給付引当金	997,396	1,305,273
役員退職慰労引当金	154,535	-
時効後支払損引当金	-	216,466
本社移転費用引当金	-	942,315
固定負債計	1,151,932	2,464,055
負債合計	9,556,060	19,675,761
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	-	17,124,479
利益剰余金	28,000,340	31,899,643
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	27,877,047	31,776,350
別途積立金	22,030,000	24,580,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	5,347,047	6,696,350
株主資本計	32,428,818	53,452,601
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	153,956	517,864
評価・換算差額等計	153,956	517,864
純資産合計	32,582,775	53,970,465
負債・純資産合計	42,138,836	73,646,227

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益			
委託者報酬	30,188,445		56,355,754
運用受託報酬	7,595,678		12,834,241
投資助言報酬	993,027		1,002,482
その他営業収益	724,211		378,715
営業収益計		39,501,363	70,571,194
営業費用			
支払手数料	12,946,176		24,957,038
広告宣伝費	468,931		838,356
公告費	258		991
調査費	7,616,390		15,105,578
調査費	4,969,812		7,780,474
委託調査費	2,646,578		7,325,104
委託計算費	412,257		891,379
営業雑経費	548,183		1,102,921
通信費	34,855		51,523
印刷費	436,756		926,453
協会費	23,698		37,471
諸会費	40		74
支払販売手数料	52,833		87,399
営業費用計		21,992,198	42,896,265
一般管理費			
給料	5,382,757		8,517,089
役員報酬	242,446		220,145
給料・手当	4,431,015		7,485,027
賞与	709,295		811,916
交際費	43,975		66,813
寄付金	2,628		13,467
旅費交通費	254,276		297,237
租税公課	180,892		430,779
不動産賃借料	1,128,367		1,961,686
退職給付費用	226,460		358,960
固定資産減価償却費	902,248		825,593
福利厚生費	36,173		39,792
修繕費	31,617		27,435
賞与引当金繰入額	728,769		1,432,264
役員賞与引当金繰入額	-		27,495
役員退職慰労引当金繰入額	49,320		-
役員退職慰労金	5,250		63,072
機器リース料	140		210
事務委託費	251,913		1,530,113
事務用消耗品費	70,839		127,265
器具備品費	14,182		271,658
諸経費	214,532		129,981
一般管理費計		9,524,346	16,120,918
営業利益		7,984,819	11,554,010

(単位：千円)

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	2,079		537	
受取配当金	25,274		51,036	
時効成立分配金・償還金	-		103	
為替差益	3,996		7,025	
投資信託解約益	-		2	
雑収入	1 6,693		1 18,213	
営業外収益計		38,044		76,918
営業外費用				
投資信託解約損	-		31,945	
投資信託償還損	-		47,201	
金銭の信託運用損	305,368		552,635	
時効成立後支払分配金・償還金	-		39	
時効後支払損引当金繰入額	-		209,210	
営業外費用計		305,368		841,031
経常利益		7,717,494		10,789,897
特別利益				
固定資産売却益	2 -		2 2,348	
投資有価証券売却益	3,377		-	
貸倒引当金戻入益	-		8,883	
訴訟損失引当金戻入益	-		21,677	
その他特別利益	-		746	
特別利益計		3,377		33,655
特別損失				
固定資産除却損	3 624		3 23,600	
固定資産売却損	4 2,653		4 10,323	
投資有価証券評価損	-		12,085	
ゴルフ会員権評価損	6,307		4,832	
訴訟和解金	-		30,000	
本社移転費用	5 -		5 1,511,622	
特別損失計		9,584		1,592,463
税引前当期純利益		7,711,286		9,231,089
法人税、住民税及び事業税		2,557,305		2,965,061
法人税等調整額		27,424		177,275
法人税等合計		2,584,730		2,787,786
当期純利益		5,126,556		6,443,302

(3)【株主資本等変動計算書】

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000
当期変動額								
剰余金の配当								2,544,000
別途積立金の 積立						2,550,000		2,550,000
当期純利益								5,126,556
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,550,000	-	-
当期末残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000
								5,347,047

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	25,417,784	29,846,262		252,905	252,905	
当期変動額					30,099,168	
剰余金の配当	2,544,000	2,544,000			2,544,000	
別途積立金の 積立	-	-			-	
当期純利益	5,126,556	5,126,556			5,126,556	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)			98,949	98,949	98,949	
当期変動額合計	2,582,556	2,582,556	98,949	98,949	2,483,607	
当期末残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775	

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000
当期変動額								
剩余金の配当								2,544,000
別途積立金の 積立						2,550,000		2,550,000
当期純利益								6,443,302
合併による 増加			17,124,479	17,124,479				
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	17,124,479	17,124,479	-	2,550,000	-	1,349,302
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000
								6,696,350

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	28,000,340	32,428,818		153,956	153,956	
当期変動額						
剩余金の配当	2,544,000	2,544,000			2,544,000	
別途積立金の 積立	-	-			-	
当期純利益	6,443,302	6,443,302			6,443,302	
合併による 増加		17,124,479			17,124,479	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		-		363,907	363,907	
当期変動額合計	3,899,302	21,023,782		363,907	363,907	
当期末残高	31,899,643	53,452,601		517,864	517,864	
					53,970,465	

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度及び確定給付型企業年金制度（キャッシュバランス型）について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年または 10 年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年または 10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 なお、一部の確定給付企業年金制度については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (5) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (6) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。 なお、本社移転費用引当金繰入額は、本社移転費用に含めて表示しております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

会計方針の変更

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ42,532千円増加しております。

追加情報

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1.「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2.当社は、平成28年9月7日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度末日までに217,608千円を支給し、役員退職慰労引当金全額を取り崩しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
建物	767,802	53,098
車両運搬具	4,374	-
器具備品	562,853	734,064

（損益計算書関係）

1. 関係会社項目

各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（千円）

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
雑収入	4,715	8,183

2. 固定資産売却益の内訳

（千円）

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物	-	546
車両運搬具	-	696
器具備品	-	1,104

3. 固定資産除却損の内訳

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(千円)
器具備品	182		4,727
ソフトウェア	442		2,821
電話加入権	-		16,052

4. 固定資産売却損の内訳

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(千円)
建物	-		543
器具備品	2,653		9,779

5. 本社移転費用の内訳

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(千円)
本社移転費用引当金繰入額	-		942,315
旧本社不動産賃借料	-		418,583
賃貸借契約解約損	-		150,723

(株主資本等変動計算書関係)

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剩 余金	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	490	-	24,490
A種種類株式	-	15,510	-	15,510
合計	24,000	16,000	-	40,000

(注) 普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、当社統合に伴う新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月21日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種 類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）

第31期（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,951,736	12,951,736	-
(2) 金銭の信託	13,094,914	13,094,914	-
(3) 未収委託者報酬	4,460,404	4,460,404	-
(4) 未収運用受託報酬	1,859,778	1,859,778	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	381,005	381,005	-
資産計	32,747,840	32,747,840	-
(1) 未払手数料	1,744,274	1,744,274	-
負債計	1,744,274	1,744,274	-

第32期（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	27,972,477	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	12,366,219	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	10,164,041	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	7,250,239	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,225,878	3,225,878	-
資産計	60,978,855	60,978,855	-
(1) 未払手数料	4,062,695	4,062,695	-
負債計	4,062,695	4,062,695	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によってあります。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によってあります。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によってあります。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
非上場株式	77,696	337,468
関係会社株式	3,229,196	3,306,296

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期(平成28年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1)現金・預金	12,951,736	-	-	-
(2)金銭の信託	13,094,914	-	-	-
(3)未収委託者報酬	4,460,404	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	1,859,778	-	-	-
(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	-	-	-

第32期(平成29年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1)現金・預金	27,972,477	-	-	-
(2)金銭の信託	12,366,219	-	-	-
(3)未収委託者報酬	10,164,041	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	7,250,239	-	-	-
(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	297,560	320,736	888,110	12,660

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第31期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第32期の貸借対照表計上額3,306,296千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第31期(平成28年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	365,683	146,101	219,581
投資信託	15,322	13,000	2,322
小計	381,005	159,101	221,903
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	381,005	159,101	221,903

(注)非上場株式(貸借対照表計上額77,696千円)については、市場価格がなく、時価を把握すること
が極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第32期(平成29年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	609,710	146,101	463,608
投資信託	2,384,278	2,091,387	292,891
小計	2,993,988	2,237,489	756,499
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	231,889	241,951	10,061
小計	231,889	241,951	10,061
合計	3,225,878	2,479,440	746,438

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 337,468千円)については、市場価格がなく、時価を把握すること
が極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第31期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	5,927	3,377	-

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	717,905	2	79,146

(注) 投資信託の「売却額」、「売却の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

4. 減損処理を行った有価証券

第32期において、有価証券について 12,085千円(その他有価証券)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度(積立型制度であります) 及び退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度の一部は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度(複数事業主制度を含む)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(千円)
退職給付債務の期首残高	973,035	1,086,550	1,086,550
勤務費用	134,944	189,127	
利息費用	8,660	10,905	
数理計算上の差異の発生額	21,441	89,303	
退職給付の支払額	51,531	144,062	
過去勤務費用の発生額	-	-	
合併による増加	-	-	1,486,547
退職給付債務の期末残高	1,086,550	2,718,372	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(千円)
年金資産の期首残高	-	-	-
期待運用収益	-	16,033	
数理計算上の差異の発生額	-	1,894	
事業主からの拠出額	-	37,402	
退職給付の支払額	-	28,876	
合併による増加	-	1,336,984	
年金資産の期末残高	-	1,363,437	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)	(千円)
積立型制度の退職給付債務	-	1,275,346	
年金資産	-	1,363,437	
	-	88,090	
非積立型制度の退職給付債務	1,086,550	1,443,026	
未積立退職給付債務	1,086,550	1,354,935	
未認識数理計算上の差異	79,449	430,203	
未認識過去勤務費用	9,704	4,852	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	997,396	919,879	
退職給付引当金	997,396	1,245,019	
前払年金費用	-	325,140	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	997,396	919,879	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	134,944	189,127
利息費用	8,660	10,905
期待運用収益	-	16,033
数理計算上の差異の費用処理額	31,542	78,229
過去勤務費用の費用処理額	4,852	4,852
その他	2,268	7,498
確定給付制度に係る退職給付費用	182,267	274,580

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

(千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
株式	-	31.5%
債券	-	29.0%
共同運用資産	-	24.1%
生命保険一般勘定	-	10.5%
現金及び預金	-	4.6%
合計	-	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
割引率	0.89%	0.02% ~ 1.09%
長期期待運用収益率	-	2.50%
予想昇給率	1.00% ~ 8.73%	1.00% ~ 8.73%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	-	-
退職給付費用	-	22,562
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	-	36,177
合併による増加	-	287,313
退職給付引当金の期末残高	-	300,927

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	-	789,261
年金資産	-	1,150,443
	-	361,181
非積立型制度の退職給付債務	-	60,254
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	300,927
	-	60,254
退職給付引当金	-	361,181
前払年金費用	-	300,927
	-	300,927

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 - 千円 当事業年度 22,562 千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 44,193 千円、当事業年度 61,817 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第31期</u> (平成28年3月31日現在)	<u>第32期</u> (平成29年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	79,702	124,081
未払事業所税	5,581	11,054
賞与引当金	224,898	441,996
未払法定福利費	28,395	80,909
資産除去債務	13,244	86,421
減価償却超過額（一括償却資産）	3,389	10,666
減価償却超過額	136,503	116,920
繰延資産償却超過額（税法上）	1,339	32,949
退職給付引当金	305,591	399,808
役員退職慰労引当金	47,318	-
時効後支払損引当金	-	66,282
ゴルフ会員権評価損	3,768	14,295
関係会社株式評価損	166,740	191,166
未払給与	-	12,344
本社移転費用引当金	-	289,865
その他有価証券評価差額金	1,196	-
その他	2,500	17,552
繰延税金資産小計	<u>1,020,171</u>	<u>1,896,316</u>
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	<u>1,020,171</u>	<u>1,896,316</u>
繰延税金負債		
前払年金費用	-	210,151
その他有価証券評価差額金	-	114,171
繰延税金負債合計	<u>-</u>	<u>324,323</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,020,171</u>	<u>1,571,992</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成 28 年 10 月 1 日

3. 企業結合の方法

MHAM を吸收合併存続会社、新光投信を吸收合併消滅会社とする吸收合併、TB を吸收分割会社、吸收合併後の MHAM を吸收分割承継会社とし、同社が TB 資産運用部門に係る権利義務を承継する吸收分割、DIAM を吸收合併存続会社、MHAM を吸收合併消滅会社とする吸收合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメント One 株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合 4 社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFG と第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」 の吸收合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率 (*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」 の吸收合併において、DIAM は、MHAM の親会社である MHFG に対して、その所有する MHAM の普通株式 103 万 8,408 株につき、DIAM の普通株式 490 株及び議決権を有しない A 種種類株式 15,510 株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFG が企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFG が企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFG の追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFG が所有する議決権比率については 50.00% から 51.00% に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」 の吸收合併において、法的に消滅会社となる MHAM の親会社である MHFG が、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上は MHAM が取得企業に該当し、DIAM が被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」 の吸收合併及び の吸收分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸收合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAM の普通株式 144,212,500 千円

取得原価 144,212,500 千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224,837 千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20 年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657 千円
---------	------	---------------

うち現金・預金	11,605,537 千円
---------	---------------

うち金銭の信託	11,792,364 千円
---------	---------------

b. 負債の額	負債合計	9,256,209 千円
---------	------	--------------

うち未払手数料及び未払費用	4,539,592 千円
---------------	--------------

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000 千円
-------------------	---------------

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産	53,030,000 千円
--------	---------------

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産	16.9 年
--------	--------

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	123,277,747 千円
資産合計	123,277,747 千円
流動負債	- 千円
固定負債	14,647,470 千円
負債合計	14,647,470 千円
純資産	108,630,277 千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額 74,319,216 千円及び顧客関連資産の金額 50,434,199 千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	4,483,082 千円
経常利益	4,483,082 千円
税引前当期純利益	4,483,082 千円
当期純利益	3,693,863 千円
1 株当たり当期純利益	115,512 円 36 銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額 1,905,620 千円及び顧客関連資産の償却額 2,595,800 千円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）及び第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	第一生命保険株式会社	東京都千代田区	3,431億円	生命保険業	(被所有)直接50%	兼務2名、出向3名、転籍2名	資産運用の助言	資産運用の助言の顧問料の受入	795,405	未収投資助言報酬	207,235

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれてありません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	9,000千 GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払 増資の引受	800,617 912,600	未払費用	308,974 -
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千 USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	473,948	未払費用	157,130

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

該当はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当社預り資産の運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2)上記の取引金額及び期末残高には免税取引のため、消費税等は含まれてありません。

(注3)増資の引受は、子会社が行った増資を受けたものであります。

(3) 兄弟会社等

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	-	兼務1名	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	3,023,040	未払手数料	372,837
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	-	兼務1名	当社預り資産の助言 金融技術の開発業務委託	当社預り資産の助言の顧問料の支払 業務委託料の支払	557,013 8,540	未払費用 未払金	292,861 7,581
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500億円	資産管理等	-	-	当社信託財産の運用	信託元本の払戻(純額) 信託報酬の支払	700,000 8,336	金銭の信託	13,094,914

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	4,530,351	未払手数料	767,732
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500億円	資産管理等	-	-	当社信託財産の運用	信託元本の払戻(純額) 信託報酬の支払	100,000 7,080	金銭の信託	12,366,219
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	5,061,766	未払手数料	1,166,212
	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473億円	信託銀行業	-	-	投資一任契約の締結	運用受託報酬の受取	2,520,431	未収運用受託報酬	2,722,066

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 当社預り資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 業務委託料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注4) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。
- (注5) 運用受託報酬は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注6) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は株式会社みずほ証券リサーチ＆コンサルティングであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

株式会社みずほ証券リサーチ＆コンサルティング		
	前事業年度	当事業年度
流動資産合計	-	7,449,532
固定資産合計	-	124,292
流動負債合計	-	1,665,547
固定負債合計	-	114,110
純資産合計	-	5,794,167
営業収益	-	1,093,658
税引前当期純利益	-	5,546,153
当期純利益	-	3,891,816

(1) 株当たり情報

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	1,357,615円 66銭	1,349,261円 64銭
1株当たり当期純利益金額	213,606円 51銭	201,491円 22銭

(注1) 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益金額	5,126,556千円	6,443,302千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	5,126,556千円	6,443,302千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)	24,000株 (24,000株) (-)	31,978株 (24,244株) (7,734株)

(注1) A種種類株式は、剩余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

(重要な後発事象)

当社は、株式会社みずほ証券リサーチ＆コンサルティング(以下、同社といいます。)の株式のうち当社が保有している全株式について、同社が実施する自己株式取得に伴い、平成29年4月1日付で同社へ譲渡いたしました。

これにより、関係会社株式売却益として1,492百万円の特別利益を計上する予定であります。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		38,311,736
金銭の信託		12,187,115
有価証券		10,007
未収委託者報酬		10,291,857
未収運用受託報酬		4,862,664
未収投資助言報酬		324,278
未収收益		55,950
前払費用		764,943
繰延税金資産		727,622
その他		498,289
	流動資産計	68,034,465
固定資産		
有形固定資産		1,782,018
建物	1	1,200,157
器具備品	1	573,952
建設仮勘定		7,907
無形固定資産		1,557,565
ソフトウエア		1,050,789
ソフトウエア仮勘定		502,759
電話加入権		3,934
電信電話専用施設利用権		81
投資その他の資産		7,742,187
投資有価証券		1,939,084
関係会社株式		3,229,196
長期差入保証金		1,566,055
繰延税金資産		906,695
その他		101,155
	固定資産計	11,081,771
資産合計		79,116,236

(単位：千円)

		第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		970,622
未払金		4,511,170
未払収益分配金		1,016
未払償還金		57,332
未払手数料		4,075,374
その他未払金		377,447
未払費用		7,061,067
未払法人税等		3,136,528
未払消費税等		1,025,584
前受収益		66,578
賞与引当金		1,376,046
役員賞与引当金		24,993
本社移転費用引当金		347,010
	流動負債計	18,519,601
固定負債		
退職給付引当金		1,423,210
時効後支払損引当金		199,012
	固定負債計	1,622,222
	負債合計	20,141,823
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		19,552,957
資本準備金		2,428,478
その他資本剰余金		17,124,479
利益剰余金		36,673,439
利益準備金		123,293
その他利益剰余金		36,550,146
別途積立金		24,580,000
研究開発積立金		300,000
運用責任準備積立金		200,000
繰越利益剰余金		11,470,146
	株主資本計	58,226,396
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		748,016
	評価・換算差額等計	748,016
	純資産合計	58,974,413
	負債・純資産合計	79,116,236

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		42,132,996	
運用受託報酬		9,310,831	
投資助言報酬		593,439	
その他営業収益		57,716	
	営業収益計		52,094,984
営業費用			
支払手数料		18,688,374	
広告宣伝費		177,047	
公告費		860	
調査費		11,809,998	
調査費		5,371,951	
委託調査費		6,438,046	
委託計算費		550,197	
営業雑経費		555,637	
通信費		24,831	
印刷費		438,120	
協会費		27,130	
諸会費		29	
支払販売手数料		65,526	
	営業費用計		31,782,116
一般管理費			
給料		5,014,947	
役員報酬		93,260	
給料・手当		4,921,687	
交際費		22,147	
寄付金		4,057	
旅費交通費		181,947	
租税公課		331,327	
不動産賃借料		773,059	
退職給付費用		260,989	
固定資産減価償却費	1	720,970	
福利厚生費		22,315	
修繕費		1,799	
賞与引当金繰入額		1,376,046	
役員賞与引当金繰入額		24,993	
機器リース料		104	
事務委託費		1,549,368	
事務用消耗品費		75,575	
器具備品費		3,469	
諸経費		90,183	
	一般管理費計		10,453,305
営業利益			9,859,563

(単位：千円)

	第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	593	
受取配当金	46,072	
時効成立分配金・償還金	85	
投資信託解約益	217,088	
投資信託償還益	93,060	
時効後支払損引当金戻入額	17,443	
雑収入	3,498	
	営業外収益計	377,842
営業外費用		
為替差損	8,306	
投資信託解約損	1,365	
投資信託償還損	17,053	
金銭の信託運用損	31,660	
	営業外費用計	58,386
経常利益		10,179,019
特別利益		
投資有価証券売却益	132,762	
関係会社株式売却益	1,492,680	
本社移転費用引当金戻入額	122,238	
その他特別利益	0	
	特別利益計	1,747,681
特別損失		
固定資産除却損	18,065	
固定資産売却損	134	
退職給付制度終了損	690,899	
その他特別損失	50	
	特別損失計	709,149
税引前中間純利益		11,217,551
法人税、住民税及び事業税		3,407,636
法人税等調整額		163,880
法人税等合計		3,243,755
中間純利益		7,973,795

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金				
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当中間期変動額									
剩余金の配当									3,200,000
中間純利益									7,973,795
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)									
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	-	-	4,773,795
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	11,470,146

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465	
当中間期変動額						
剩余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000	
中間純利益	7,973,795	7,973,795			7,973,795	
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)			230,151	230,151	230,151	
当中間期変動額 合計	4,773,795	4,773,795	230,151	230,151	5,003,947	
当中間期末残高	36,673,439	58,226,396	748,016	748,016	58,974,413	

重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3 . 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 6~18 年 器具備品 … 2~20 年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。
4 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5 . 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度及び確定給付型企業年金制度(キャッシュバランス型)について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5 年または 10 年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5 年または 10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 なお、一部の確定給付企業年金制度については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。
6 . 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

会計上の見積りの変更

第 33 期中間会計期間
(自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 29 年 9 月 30 日)

当社は、当中間会計期間においてシステム統合計画を決定したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当中間会計期間の減価償却費が 286,788 千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ同額減少しております。

追加情報

第 33 期中間会計期間
(自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 29 年 9 月 30 日)

当社は、平成 29 年 10 月 1 日付で確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第 1 号 平成 28 年 12 月 16 日) 及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 2 号 平成 19 年 2 月 7 日) を適用し、確定給付年金制度の終了の処理を行いました。

本移行に伴う影響額は、特別損失に退職給付制度終了損として 690,899 千円を計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第 33 期中間会計期間末 (平成 29 年 9 月 30 日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物	... 97,109 千円
	器具備品	... 774,035 千円

(中間損益計算書関係)

項目	第 33 期中間会計期間 (自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 29 年 9 月 30 日)	
1. 減価償却実施額	有形固定資産	... 142,272 千円
	無形固定資産	... 578,697 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第33期中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種 類株式				

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第33期中間会計期間末(平成29年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	38,311,736	38,311,736	-
(2) 金銭の信託	12,187,115	12,187,115	-
(3) 未収委託者報酬	10,291,857	10,291,857	-
(4) 未収運用受託報酬	4,862,664	4,862,664	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,641,123	1,641,123	-
資産計	67,294,496	67,294,496	-
(1) 未払手数料	4,075,374	4,075,374	-
負債計	4,075,374	4,075,374	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によってあります。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によってあります。

(3) 未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によってあります。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	307,968
関係会社株式	3,229,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(有価証券関係)

第33期中間会計期間末
(平成29年9月30日現在)

1. 子会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 3,229,196 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

区分	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,189,247	146,101	1,043,145
投資信託	423,152	385,910	37,242
小計	1,612,400	532,011	1,080,388
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	28,723	30,967	2,244
小計	28,723	30,967	2,244
合計	1,641,123	562,979	1,078,144

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 307,968 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務	信託業務、銀行業 務、投資運用業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸收合併存続会社、新光投信を吸收合併消滅会社とする吸收合併、TBを吸收分割会社、吸收合併後のMHAMを吸收分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸收分割、DIAMを吸收合併存続会社、MHAMを吸收合併消滅会社とする吸收合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメント One 株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率 (*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパートナーズ法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657 千円
	うち現金・預金	11,605,537 千円
	うち金銭の信託	11,792,364 千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209 千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592 千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000 千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000 千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	

顧客関連資産 16.9 年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	118,742,638 千円
資産合計	118,742,638 千円
流動負債	- 千円
固定負債	13,822,169 千円
負債合計	13,822,169 千円
純資産	104,920,468 千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額 72,413,595 千円及び顧客関連資産の金額 47,817,519 千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	4,506,064 千円
経常利益	4,506,064 千円
税引前中間純利益	4,506,064 千円
中間純利益	3,709,808 千円
1 株当たり中間純利益	92,745 円 22 銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額 1,905,620 千円及び顧客関連資産の償却額 2,616,680 千円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

第 33 期中間会計期間（自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 29 年 9 月 30 日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1) 株当たり情報

第 33 期中間会計期間
(自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 29 年 9 月 30 日)

1 株当たり純資産額	1,474,360 円 32 銭
1 株当たり中間純利益金額	199,344 円 89 銭

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 33 期中間会計期間 (自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 29 年 9 月 30 日)
中間純利益金額	7,973,795 千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,973,795 千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うち A 種種類株式)	40,000 株 (24,490 株) (15,510 株)

(注) A 種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1 株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- a . 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

- b . 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
[中東・北アフリカ株式ファンド]
運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託証券を主要投資対象として、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

以下の投資信託証券を通じて、主として中東・北アフリカ地域の株式に実質的な投資を行ない、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

ケイマン諸島籍外国投資法人 フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド投資証券(米ドル建)(以下「FMENA ファンド」といいます。)

内国証券投資信託(親投資信託) 国内マネー・マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、FMENA ファンドの組入比率は、原則として、高位とすることを基本とします。

外貨建資産(投資信託証券への投資を通じて間接的に保有するものを含みます。)への投資については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行ないません。

FMENA ファンドへの投資にあたっては、フランクリン・アドバイザーズ・インクから投資助言および情報提供を受けます。

当ファンドの資金動向、市況動向等を勘案し、上記のような運用を行なわない場合があります。

FMENA ファンドが、償還した場合または約款第43条第2項に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(3) 投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行ないません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行ないます。

(1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2) 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

(3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行ないます。

追加型証券投資信託 [中東・北アフリカ株式ファンド] 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金 8,567,543,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成 30 年 4 月 25 日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

【当初の受益者】

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 8,567,543,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託の全ての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。なお、この場合においては、第38条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、

当該取得申込にかかる受益権について、第 38 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める申込単位をもって取得申込に応ずるものとします。

指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める申込単位をもって取得申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める中東・北アフリカ株式ファンド自動継続投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1 口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

前各項の規定にかかわらず、委託者または指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得の申込みを受けないものとします。また、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に定める外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得の申込みの受け入れを中止することおよび既に受けた取得申込の受け入れを取消することができます。ただし、別に定める契約または第 38 条第 3 項の規定に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

第 1 項および第 2 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額（その減免を含む）は、委託者または指定販売会社がそれぞれ独自に定めます。

前 2 項の規定にかかわらず、別に定める契約または第 38 条第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 32 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第 1 項および第 2 項の取得申込者は委託者、指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第 39 条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 4 項ならびに第 6 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資法人の投資証券および第2号に掲げるアセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である国内マネー・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ケイマン諸島籍外国投資法人 フランクリン・ミドルイースト・アンド・ノースアフリカ・ファンド投資証券（米ドル建）（以下「FMENA ファンド」といいます。）
2. 証券投資信託、マザーファンド受益証券
3. コマーシャル・ペーパー
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資法人の投資証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証

券（金融商品取引法第2条第1項第10号および同第11号で定めるものをいいます。）を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、

その指図を行ないます。

【公社債の借入れ】

第 20 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 21 条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第 22 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【外貨建資産の円換算および予約為替の評価】

第 23 条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第 23 条の 2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【信託業務の委託等】

第 24 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と

認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者ののみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第 25 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【投資信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第 27 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 28 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 29 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受

益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第 30 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 31 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 32 条 この信託の計算期間は、原則として毎年 4 月 26 日から翌年 4 月 25 日までとします。ただし、第 1 計算期間は平成 20 年 4 月 28 日から平成 21 年 4 月 27 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

【投資信託財産に関する報告等】

第 33 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第 34 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

前項の投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第 35 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 32 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 105 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第 36 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第 37 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 38 条第 5 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 38 条第 6 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 38 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載また

は記録されます。

委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、第3項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第41条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。ただし、投資を行なった投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行ないます。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第39条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第40条 受益者が、収益分配金については、第38条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第38条第5項に規定す

る支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【投資信託契約の一部解約】

第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または指定販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、第 1 項による一部解約の実行の請求を受けないものとします。

委託者は、投資を行なった投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第 42 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【投資信託契約の解約】

第 43 条 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行なった FMENA ファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. FMENA ファンドの主要投資対象が変更となる場合
2. FMENA ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

【投資信託契約に関する監督官庁の命令】

第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託契約を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第 46 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、

または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 48 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

【投資信託約款の変更等】

第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第 49 条 この信託は、受益者が第 41 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 43 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第 50 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうこととはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託期間の延長】

第 51 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【公告】

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第 52 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【投資信託約款に関する疑義の取扱い】

第 53 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 20 年 4 月 28 日

委託者 東京都中央区日本橋一丁目 17 番 10 号
新光投信株式会社

受託者 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号
りそな信託銀行株式会社

約 款 付 表

. 申込み受付休止日

約款第 13 条第 3 項または第 41 条第 5 項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

毎週金曜日

ニューヨーク証券取引所の休業日

投資対象各国の取引所休業日に基づき委託者が指定する日